

令和2年4月～

公私連携 幼保連携型認定こども園

幼稚園

第三者評価 評価基準 65項目

章	内容	頁数	項目数	チェック数
I章	福祉サービスの基本方針と組織	5～19	9	41
II章	組織の運営管理	20～52	18	88
III章	適切な福祉サービスの実施	53～90	20	104
A章	教育・保育実践	91～125	18	111
計		125	65	344

栄養士・調理師

40

A12・13・14

看護師

38

A10・11・12

主たる変更点 : 変更箇所は本文中で赤字記載しています

- | | | | |
|--------|------------|-----------------|-----------------|
| 1) 22番 | II-3-(1)-② | 外部監査を「監査支援」へ簡素化 | |
| 2) 26番 | II-4-(3)-① | 地域の福祉ニーズ等を把握 | |
| 3) 27番 | II-4-(3)-② | 公益的な事業・活動 | |
| 4) A1番 | A-1-(1) | 全体的な計画の作成 | (I/O 保育課程の編成) |
| 5) A8番 | A-1-(2)-⑦ | 子どもの在園時間 | (I/O 長時間にわたる保育) |

評価機関 : (株) 第三者評価

第3版 2020/4/17

〒533-0033 大阪市東淀川区東中島 1-17-5 ステュディオ新大阪内

TEL・FAX 06-6195-6313 メール daisansha@nifty.com

ホームページ <http://daisansha.lolipop.jp/>

目次		頁
I 章	福祉サービスの基本方針と組織	5
I-1	理念・基本方針	5
I-1-(1)	理念、基本方針が確立・周知されている。	5
I-1-(1)-①	① 理念が明文化され周知が図られている。	5
I-2	経営状況の把握	8
I-2-(1)	経営環境の変化等に適切に対応している。	8
I-2-(1)-①	② 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	8
I-2-(1)-②	③ 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	9
I-3	事業計画の策定	10
I-3-(1)	中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	10
I-3-(1)-①	④ 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	10
I-3-(1)-②	⑤ 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	12
I-3-(2)	事業計画が適切に策定されている。	13
I-3-(2)-①	⑥ 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ	13
I-3-(2)-②	⑦ 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	15
I-4	保育の質の向上への組織的・計画的な取組	17
I-4-(1)	質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	17
I-4-(1)-①	⑧ 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している <自己評価>	17
I-4-(1)-②	⑨ 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確 <難易度高い>	19
II 章	組織の運営管理	20
II-1	管理者の責任とリーダーシップ	20
II-1-(1)	管理者の責任が明確にされている。	20
II-1-(1)-①	⑩ 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	20
II-1-(1)-②	⑪ 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	21
II-1-(2)	施設長のリーダーシップが発揮されている。	22
II-1-(2)-①	⑫ 保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	22
II-1-(2)-②	⑬ 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	23
II-2	福祉人材の確保・育成	24
II-2-(1)	福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	24
II-2-(1)-①	⑭ 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施	24
II-2-(1)-②	⑮ 総合的な人事管理が行われている。	26
II-2-(2)	職員の就業状況に配慮がなされている。	28
II-2-(2)-①	⑯ 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	28
II-2-(3)	職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	30
II-2-(3)-①	⑰ 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	30
II-2-(3)-②	⑱ 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施	32
II-2-(3)-③	⑲ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	34
II-2-(4)	実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	36
II-2-(4)-①	⑳ 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備	36

Ⅱ-3	運営の透明性の確保	38
Ⅱ-3-(1)	運営の透明性を確保するための取組が行われている。	38
Ⅱ-3-(1)-①	21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	38
Ⅱ-3-(1)-②	22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	40
Ⅱ-4	地域との交流、地域貢献	43
Ⅱ-4-(1)	地域との関係が適切に確保されている。	43
Ⅱ-4-(1)-①	23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	43
Ⅱ-4-(1)-②	24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	45
Ⅱ-4-(2)	関係機関との連携が確保されている。	47
Ⅱ-4-(2)-①	25 園として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携	47
Ⅱ-4-(3)	地域の福祉向上のための取組を行っている。	49
Ⅱ-4-(3)-①	26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	49
Ⅱ-4-(3)-②	27 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	51
Ⅲ章	適切な保育の実施	53
Ⅲ-1	利用者本位の福祉サービス	53
Ⅲ-1-(1)	子どもを尊重する姿勢が明示されている。	53
Ⅲ-1-(1)-①	28 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組	53
Ⅲ-1-(1)-②	29 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育の提供	55
Ⅲ-1-(2)	保育の提供に関する説明と同意が適切に行われている。	57
Ⅲ-1-(2)-①	30 利用希望者に対して保育園選択に必要な情報を積極的に提供している。	57
Ⅲ-1-(2)-②	31 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	59
Ⅲ-1-(2)-③	32 園の変更等にあたり保育の継続性	61
Ⅲ-1-(3)	利用者満足の向上に努めている。	63
Ⅲ-1-(3)-①	33 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	63
Ⅲ-1-(4)	利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	65
Ⅲ-1-(4)-①	34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	65
Ⅲ-1-(4)-②	35 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	67
Ⅲ-1-(4)-③	36 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	69
Ⅲ-1-(5)	安心・安全な保育の提供のための組織的な取組が行われている。	71
Ⅲ-1-(5)-①	37 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制	71
Ⅲ-1-(5)-②	38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制 【看護師】	73
Ⅲ-1-(5)-③	39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	75
Ⅲ-1-(5)-④	40 食中毒の発生時に対応マニュアルがあり全職員にも周知 【栄養士・調理師】	77
Ⅲ-1-(5)-⑤	41 不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知している。	78
Ⅲ-2	保育の質の確保	79
Ⅲ-2-(1)	保育の標準的な実施方法が確立している。	79
Ⅲ-2-(1)-①	42 保育について標準的な実施方法が文書化され	79
Ⅲ-2-(1)-②	43 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	81
Ⅲ-2-(2)	適切なアセスメントにより指導計画が策定されている。	83
Ⅲ-2-(2)-①	44 アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定	83
Ⅲ-2-(2)-②	45 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	85
Ⅲ-2-(3)	保育の記録が適切に行われている。	87

Ⅲ-2-(3)-①	46	子どもに関する保育の記録が適切に行われ、職員間で共有化	87
Ⅲ-2-(3)-②	47	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	89
A章		教育・保育実践	91
A1章		教育・保育内容	91
A-1-(1)		全体的な計画の作成	91
A-1-(1)-①	A1	園の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭	91
A-1-(2)		環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	93
A-1-(2)-①	A2	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備	93
A-1-(2)-②	A3	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	95
A-1-(2)-③	A4	子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助	97
A-1-(2)-④	A5	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊び	99
A-1-(2)-⑤	A6	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開	101
A-1-(2)-⑥	A7	障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備	103
A-1-(2)-⑦	A8	子どもの在園時間を考慮した環境を整備	105
A-1-(2)-⑧	A9	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく	107
A-1-(3)		健康管理 【看護師】	109
A-1-(3)-①	A10	子どもの健康管理を適切に行っている。	109
A-1-(3)-②	A11	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	111
A-1-(3)-③	A12	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示	112
A-1-(4)		食事 【栄養士・調理師】	114
A-1-(4)-①	A13	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	114
A-1-(4)-②	A14	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供	116
A2章		子育て支援	118
A-2-(1)		家庭との緊密な連携	118
A-2-(1)-①	A15	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	118
A-2-(2)		保護者等の支援	120
A-2-(2)-①	A16	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	120
A-2-(2)-②	A17	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応	122
A3章		保育の質の向上	124
A-3-(1)		保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	124
A-3-(1)-①	A18	保育教諭等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価） ＜自己評価＞	124
			-125

I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

1) I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。

【判断基準】

- a) 法人（園）の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。
- b) 法人（園）の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。
- c) 法人（園）の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。

評価の着眼点

- ①理念、基本方針が法人、園内の文書や広報媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。
- ②理念は、法人、園が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人、園の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。
- ③基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。
- ④理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。
- ⑤理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。
- ⑥理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。
- ⑦理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、法人、園の使命や役割を反映した理念、これにもとづく保育に関する基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が十分に図られていることを評価します。

(2) 趣旨・解説

○保育は、子どもの尊厳の保持を旨とし、子どもの心身の健やかな育成、その有する能力に応じ自立した日常生活を支援するものとして、良質かつ適切であることを基本的理念としています。

○法人、園には、子ども一人ひとりの意向を十分に尊重して、その自己決定・自己実現が図られるよう子どもの権利擁護を基礎にした事業経営、保育の提供が求められます。

【理念と基本方針】

○保育の提供や経営の前提として、園、法人の目的や存在意義、使命や役割等を明確にした理念が必要です。特に、保育を提供する園、法人の理念・基本方針において、子どもの人権の尊重や個人の尊厳に関わる姿勢が明確にされていることが重要です。

○理念は、園、法人における事業経営や保育提供の拠り所であり、基本の考えとなります。また、園、法人のめざすべき方向性を内外に示すものでもあります。よって、理念は、保育の内容や特性を踏まえた具体的な内容が示されていることが適当です。

○基本方針は、理念に基づいて園の利用者に対する姿勢や地域との関わり方、あるいは組織が持つ機能等を具体的に示す重要なものです。また、理念を職員等の行動基準（行動規範）としてより具体的な指針とするためには、理念にもとづく基本方針を定めることが必要です。

○基本方針が明確にされていることによって、職員は自らの業務に対する意識づけや子どもと保護者への接し方、保育の具体的な取組を合目的的に行うことができるようになります。また、対外的にも、実施する保育に対する基本的な考え方や姿勢を示すものとなり、園に対する安心感や信頼にもつながります。

○理念や基本方針は、職員の理解はもとより、保護者等、さらには地域社会に対して示していくことを前提として、明文化されていることが求められます。

○理念や基本方針は、中・長期計画や単年度の事業計画を策定する際の基本ともなります。

○本評価基準は、各評価基準にもとづく評価を行っていく際の基礎となるものです。各評価基準はそれぞれの具体的な取組状況の評価するものとなっていますが、園、法人の理念や基本方針を達成する観点から、取組や内容等が十分であるかなどの視点から評価します。

【職員の理解】

○理念や基本方針は、園の保育に対する考え方や姿勢を示し、職員の行動規範となるものですから、職員には十分な周知と理解を促すことが重要となります。

【保護者等への周知】

○理念や基本方針は、園の保育に対する考え方や姿勢を示すものです。よって、職員に限らず、保護者等、さらには地域住民や保健所、医療機関、幼稚園・小・中学校、保育教諭・保育士養成施設、子育て支援団体等の関係機関にも広く周知することが必要となります。また、保護者等に対して理念や基本方針を周知することによって、実施する保育に対する安心感や信頼を高めることにもつながるため、十分な取組が求められることとなります。

(3) 評価の留意点

○複数の施設・事業を運営する法人の場合には、法人の理念にもとづき、各福祉施設・事業所の実情に応じて福祉施設・事業所ごとに理念を掲げていても構いません。

○園によっては「基本方針」を単年度の事業計画における「重点事項」としている場合もありますが、本評価基準では、「重点事項」の前提となる、より基本的な考え方や姿勢を明示したものとして「基本方針」を位置づけています。

○職員への周知については、訪問調査において組織として職員への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取したうえで、職員への聴取・確認を行うことによってその周知の状況をあわせて把握することになります。

○保護者等への周知については、訪問調査において保護者等への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取します。また、作成された印刷物等の内容がわかりやすいかどうか、周知の方法に配慮しているかどうかについても評価の対象となります。保護者等に対しては、職員に対する方法とは違った工夫も求められます。

《注》

* 法人の経営者に対しても、施設長と同様の姿勢が求められます。

* 本評価基準における「職員」とは、常勤・非常勤、あるいは職種を問わず、園に雇用されるすべての職員を指しています。

○訪問調査時に、保育教諭への周知状況を直接ヒアリング致します。その結果の判断基準は以下です。

◎ヒアリング結果 「a」評価80%以上 「b」評価80~60% 「c」評価60%未満

《注》「教諭」とは、常勤・非常勤、あるいは職種を問わず、雇用されているすべての方を指しています。

⇒ 弊社では、保護者アンケート項目に「理念や基本方針の認識度」を入れていますので、アウトカム評価として、保護者の認識度を分析致します。

○保護者アンケートを実施時の結果の判断基準は以下です。

◎保護者アンケート結果 「a」評価70%以上 「b」評価70~50% 「c」評価50%未満

保護者アンケート 設問1 園の理念・方針をご存じですか? と聞いています。

回答 ⑤よく知っている ④まあ知っている ③どちらともいえない

②あまり知らない ①まったく知らない ①未記入 の内、

⑤よく知っている + ④まあ知っている = 合計の比率を判断基準に当てはめます。

I-2 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

2 I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。

【判断基準】

- a) 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。
- b) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。
- c) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。

評価の着眼点

- ① 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。
- ② 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。
- ③ 子どもの数・利用者（子ども・保護者）像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人（園）が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。
- ④ 定期的に保育のコスト分析や園利用者の推移、利用率等の分析を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、事業経営の基本として、事業経営をとりまく環境と法人（園）の経営環境が適切に把握・分析されているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

○園においては、事業の将来性や継続性を見通しながら、利用者に良質かつ安心・安全な保育の提供に努めることが求められます。

○社会福祉事業全体の動向、福祉施設・事業所が位置する地域での福祉に対する需要の動向、利用者数・利用者像の変化、サービスのニーズ、潜在的利用者に関するデータ等は、事業経営を長期的視野に立って進めていくためには欠かすことのできない情報となります。

○園の経営状況について定期的に分析しておくことも、事業経営の安定性や将来展望を描くうえでも欠かせません。実施する保育の内容や、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析を適切に行うことが求められます。

(3) 評価の留意点

○評価方法は、訪問調査において外的な動向を把握するための方策・取組と実際に把握している状況、また園における経営状況の分析状況について、具体的な資料等を確認します。

○公立施設については、管理者に与えられた職掌の範囲内を考慮したうえで、本評価基準の基本的考え方にそった具体的な取組を評価します。

○事業経営をとりまく環境と経営状況を把握する目的は、環境変化に適切に対応した事業経営の維持や改善にあります。そこで、把握された情報やデータが、中・長期計画や各年度の事業計画に反映されることが必要です。各計画に情報やデータが反映されなければ、その目的は達成されません。これらについては、**4**「I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定」で評価します。

③ I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。

【判断基準】

- a) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。
- b) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。
- c) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。

評価の着眼点

- ① 経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。
- ② 経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等）間での共有がなされている。
- ③ 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。
- ④ 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、事業経営をとりまく環境と経営状況の把握・分析にもとづき、経営課題を明確にし、具体的な取組が行われているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況の把握・分析にもとづき、経営課題を明確にし、改善等に向けた具体的な取組が必要です。
- 経営状況の把握・分析は、組織として確立されたうえで実施される必要があります。経営者や施設長が個人的に行っているだけでは、組織としての取組として位置づけることはできません。
- 経営状況や経営課題については、役員（理事・監事等）間での共有がなされていることはもとより、職員に周知されていることが、経営課題の解決や改善等に向けての前提条件となります。

(3) 評価の留意点

- 経営上の課題を解決していくためには、職員の意見を聞いたり、職員同士の検討の場を設定したりするなど、組織的な取組が必要であるという観点で評価を行います。
- 評価方法は、担当者や担当部署等の有無、把握・分析を実施する時期や頻度、役員間での共有や職員への周知の方法、改善へ向けての仕組みなど、具体的な内容について聴取を行います。

- 経営環境・状況が適切に把握・分析されていない場合（② I-2-(1)-①が「c」評価の場合）は、「c」評価とします。

- 経営課題の解決・改善に向けた取組の計画化については、④ I-3-(1)-①で評価します。

I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

4 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。

【判断基準】

- a) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。
- b) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定していなく、十分ではない。
- c) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。

評価の着眼点

- ① 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にしている。
- ② 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。
- ③ 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。
- ④ 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、理念・基本方針にもとづき、経営環境と経営状況の把握・分析等を踏まえた中・長期計画（中・長期の事業計画と中・長期の収支計画）の策定状況を評価します。

(2) 趣旨・解説

○「中・長期計画」とは「中・長期の事業計画」と「中・長期の収支計画」をいいます。ここでの「中・長期」とは3～5年を指すものとしています。

○中・長期計画の策定においては、反映する経営環境等の把握・分析結果を踏まえ、その実情のもとで理念や基本方針の具現化を図るための事業が効果的に実施できるような内容となっていることが必要です。

【中・長期の事業計画】

○「中・長期の事業計画」とは、理念や基本方針の実現に向けた具体的な取組を示すものです。保育の更なる充実、課題の解決等のほか、地域ニーズにもとづいた新たな福祉サービスの実施といったことも含めた目標（ビジョン）を明確にし、その目標（ビジョン）を実現するために、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成等に関する具体的な計画となっている必要があります。

○ 中・長期計画については、以下を期待しています。

- i) 理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にする。
- ii) 明確にした目標（ビジョン）に対して、保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成等の現状分析を行い、課題や問題点を明らかにする。
- iii) 明らかになった課題や問題点を解決し、目標（ビジョン）を達成するための具体的な中・長期計画を策定する。
- iv) 計画の実行と評価・見直しを行う。

【中・長期の収支計画】

○中・長期の事業計画を実現するためには財務面での裏付けも不可欠といえます。そのため、中・長期の事業計画にしたがって「中・長期の収支計画」を策定することが必要です。

○収支計画の策定にあたっては、子どもの増減、人件費の増減等を把握・整理するなど、財務分析を行うとともに、一定の財産については、園の増改築、建替えなど資金使途を明確にすることが必要です。

(3) 評価の留意点

○本評価基準で対象としている課題や問題点とは、経営環境等の把握・分析等を踏まえた組織として取り組むべき保育園（法人）の全体的な課題です。個々の利用者に関する課題は対象ではありません。

「I-2 経営状況の把握」を踏まえた内容となっているかなどを確認します。

5 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。

【判断基準】

- a) 単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。
- b) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。
- c) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。

評価の着眼点

- ①単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。
- ②単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。
- ③単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。
- ④単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、①中・長期計画（中・長期の事業計画と中・長期の収支計画）の内容が、単年度の計画（単年度の事業計画と単年度の収支計画）に反映されていること、②単年度における事業内容が具体的に示され、さらに実行可能な計画であることを評価します。

(2) 趣旨・解説

○単年度の計画（単年度の事業計画と単年度の収支計画）は、当該年度における具体的な事業、保育等に関わる内容が具体化されていること、中・長期計画を反映しこの計画を着実に実現する内容であることが必要です。また、それらの内容が実現可能であることが不可欠です。

○単年度の事業計画は、年度の終了時に実施状況についての評価を行うため、内容については、実施状況の評価が可能であることが必要です。数値化等できる限り定量的な分析が可能であることが求められます。

○単年度の計画においても、中・長期計画と同様に、事業計画を実現可能とする収支計画が適切に策定されていることが要件となります。

(3) 評価の留意点

○評価方法は、事業計画の内容を書面で確認するとともに、取組状況について施設長から聴取して確認します。

○中・長期計画が反映されていても、内容が十分ではない場合は「b」評価とします。

○中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のいずれかのみ反映している場合は「b」評価とします。

○中・長期計画が策定されていない場合（4 I-3-(1)-①が「c評価」の場合）は、「c」評価とします。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

- ⑥ I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。

【判断基準】

- a) 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。
- b) 事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。
- c) 事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。

評価の着眼点

- ① 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。
- ② 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。
- ③ 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。
- ④ 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。
- ⑤ 事業計画が、職員に周知（会議や研修会における説明等が）されており、理解を促すための取組を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、事業計画（中・長期計画と単年度計画）の策定にあたり、職員等の参画や意見の集約・反映の仕組みが組織として定められており、事業計画の評価と見直しが組織的に行われているか、また、事業計画を職員が理解しているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

○事業計画（中・長期計画と単年度計画）は、策定や評価について体制を定め、職員の参画・理解のもとに組織的な取組を進めることが重要です。また、事業計画については、職員が十分に理解していることが必要です。

○事業計画の策定については、関係職員の参画や意見の集約・反映の仕組みが組織として定められており、機能している必要があります。また、内容によっては保護者等の意見を集約して各計画に反映していくことも求められます。あわせて、各計画の実施状況について、評価・見直しの時期、関係職員や保護者等の意見を取り込めるような手順が組織として定められ、実施されているかという点も重要です。

○事業計画の評価は、設定した目標や経営課題の解決・改善の状況や効果を確認するとともに、社会の動向、組織の状況、子どもの育ち、子ども・保護者や地域のニーズ等の変化に対応するために実施します。単年度計画の評価は、次年度へのステップとなるだけではなく、中・長期計画の妥当性や有効性についての見直しの根拠ともなります。

(3) 評価の留意点

○事業計画を職員がよく理解することは、計画達成のために欠かすことができない要件です。本評価基準では、職員に対する周知では各計画を文書にして配布することは基本的な取組と位置づけ、より理解を促進するためにどのような取組が行われているかを評価します。

○評価方法は、訪問調査において職員への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取したうえで、職員への聴取・確認を行うことによってその周知の状況をあわせて把握することになります。

○事業計画の策定過程の記録、計画の評価・見直しの記録等により実施状況を確認します。また、事業計画の評価結果が、次年度（次期）の事業計画に反映されているかについては、継続した事業計画を比較するなどの方法で確認します。

○職員の参画については、事業計画の策定や評価において、たとえば、中・長期計画に関しては幹部職員等が参画し、単年度の事業計画に関しては幹部職員以外に中堅職員等が加わるなど、計画の性質や内容に応じて、参画する職員が違う場合も考えられます。

○中・長期の計画を策定していない場合には、単年度の計画の策定状況を踏まえ評価します。中・長期の計画と単年度の計画をいずれも策定している場合には、総合的に評価します。

○事業計画を職員が理解している場合であっても、職員等の参画のもとで策定されていない場合は「c」評価とします。

7 I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。

【判断基準】

- a) 事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。
- b) 事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。
- c) 事業計画を保護者等に周知していない。

評価の着眼点

- ①事業計画の主な内容が、保護者等に周知（配布、掲示、説明等）されている。
- ②事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。
- ③事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。
- ④事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、事業計画が、保護者等に周知されるとともに、理解を促すための取組を行っているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

○事業計画は、子どもの保育に関わる事項でもあり、事業計画の主な内容については、保護者等に周知し、理解を促すための取組を行うことが必要です。

○事業計画の主な内容とは、保育、施設・設備を含む環境の整備等の子どもと保護者の生活に密接にかかわる事項をいいます。

○保護者等への説明にあたっては、理解しやすい工夫を行うなどの配慮が必要です。

○また、単年度の事業計画にもとづく行事計画等については、保護者の参加を促す観点から周知、説明を行うことが求められます。

(3) 評価の留意点

○評価方法は、訪問調査において保護者等への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取したうえで、調整が可能であれば、保護者等に聴取・確認を行うことによってその周知の状況をあわせて把握します。

○保護者等への周知については、作成された印刷物等がわかりやすいかどうか、その内容や方法への配慮についても評価の対象となります。必ずしも計画そのものを配布する必要はなく、事業計画の主な内容を簡潔にまとめたものでも構いません。意図が共に理解されることが重要です。

○配慮が必要な保護者等に対しては、ていねいに分かりやすく説明することが求められます。

○「行事計画」のみを周知・説明し、事業計画の主な内容の周知・説明がなされていない場合には、「c」評価とします。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

8 I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。

【判断基準】

- a) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。
- b) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。
- c) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。

評価の着眼点

- ① 組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の向上に関する取組を実施している。
- ② 保育の内容について組織的に評価（C：Check）を行う体制が整備されている。
- ③ 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上（園全体で行う）自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。
- ④ 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、保育の質の向上に向けた体制整備がなされ、機能しているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

○保育の質の向上は、日々の取組とともに、園全体の自己評価の実施や第三者評価の受審、苦情相談内容にもとづく改善活動等が総合的、継続的に実施される必要があります。そのため、園が自ら質の向上に努める組織づくりをすすめていることが重要です。

○本評価項目における「自己評価」は、個々の保育教諭等が行う自己評価（A18 A-(3)-1）ではなく、園全体で行う自己評価を指します。

○保育の質の向上は、P（Plan・計画策定）→D（Do・実行）→C（Check・評価）→A（Act・見直し）のサイクルを継続して実施することによって、恒常的な取組として機能していきます。これを具体的に示すと、保育の質の向上に関する計画策定→計画実施→実施状況の評価→計画の見直し→必要があれば計画の変更、となります。

○園においては、計画策定（P）→実行（D）にとどまり、評価（C）が十分になされていないことが課題とされています。保育の質の向上に関する組織的な評価の方法の一つとして第三者評価や第三者評価基準にもとづく自己評価を活用することが考えられます。

○自己評価、第三者評価などの計画的な実施、評価を行った後の結果分析、分析内容についての検討までの仕組みが、組織として定められ、組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組が実施される体制を整備することが求められます。

○保育の内容について評価し、質の向上を進めるうえでは、担当者や複数職員による担当制等を定め、組織としての体制を整備する必要があります。また、その実施プロセスにおいてはより多くの職員の理解と参画を得ることが、取組の効果を高めるために必要です。

○保育の質の向上において、自己評価と第三者評価は一つの方法であり、この後の各評価基準で示した事項が総合的、継続的に実施されることを通じて実現されるものです。

○本評価基準は、自己評価や第三者評価の受審やそのプロセス、また、結果をもとにして組織的・継続的に保育の質の向上に取組むことの基礎となる体制を評価します。自己評価等を通じた日常的な質の向上のための取組や各評価基準において明らかになる必要とされる取組等を具体的に進める前提となるものです。

(3) 評価の留意点

○日常的な福祉サービスの質の向上に向けた具体的な取組の有無とともに、自己評価、第三者評価の計画的な実施、結果の分析、分析内容についての検討までの仕組みが、組織として定められおり、組織的にPDCAサイクルにもとづく福祉サービスの質の向上に関する取組が実施されているか総合的に評価します。

○例えば、自己評価や第三者評価等、また、日常的な福祉サービスの質の向上に向けた取組が一部の役職員のみで実施されているような場合には、組織的な取組とはいえません。

- 9 I-4-(1)-② 評価結果にもとづき園として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。 < 難易度高い >

【判断基準】

- a) 評価結果を分析し、明確になった園として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。
- b) 評価結果を分析し、園として取り組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。
- c) 評価結果を分析し、園として取り組むべき課題を明確にしていない。

評価の着眼点

- ① 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。
- ② 職員間で課題の共有化が図られている。
- ③ 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。
- ④ 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。
- ⑤ 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、実施した自己評価、第三者評価等の結果を園がどのように活用しているかを、改善の課題の明確化という観点から評価するとともに、評価結果から明確になった課題に対して、改善策や改善実施計画を検討し定めているか、また、定めた改善策・改善実施計画を実行しているかどうかを評価します。

(2) 趣旨・解説

○自己評価、第三者評価等の結果については、改善の課題を明確にし、この解決・改善に計画的に取り組むことが必要です。そのため、評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化され、職員間で課題の共有化が図られることが求められます。

○改善課題については、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定し、改善のための取組を計画的に行うことが必要です。また、計画については、実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行うことが求められます。

○課題の中には、設備の改善や人員配置、予算的な課題等、単年度では解決できないものも想定されます。これらについては、必要に応じて目標や中・長期計画の中で、段階的に解決へ向かって取り組んでいくことが求められます。

(3) 評価の留意点

○改善の課題の明確化については、訪問調査時に、評価結果の分析結果やそれにもとづく課題等を、検討過程の記録等も含めて確認します。

○課題の改善策や計画については、訪問調査において、改善の課題についての評価結果にもとづいた改善策、改善実施計画等の書面確認及び実施された改善策について聴取して確認します。

○中・長期的な検討・取組が必要な改善課題については、中・長期計画に反映されているか確認します。

Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。

10 Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。

【判断基準】

- a) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。
- b) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。

評価の着眼点

- ①施設長は、自らの園の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。
- ②施設長は、自らの役割と責任について、園内の広報誌等に掲載し表明している。
- ③施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。
- ④平常時のみならず、有事（災害、事故等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、施設長が園の経営・管理をリードする立場として、職員に対して自らの役割と責任を明らかにしているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

○施設長は、園の経営・管理において、理念や基本方針等を踏まえた取組を具体化し、質の高い保育の実現に役割と責任を果たすことが求められます。

○施設長が、園をリードする立場として、職員に対して自らの役割と責任を明らかにすることは、職員の信頼関係を築くために欠かすことができないことです。質の高い保育の実施や、効果的な経営管理は、施設長だけの力で実現できるものではなく、組織内での信頼関係のもとにリーダーシップを発揮することが必要であり、施設長の要件といえます。

○園の事業経営における責任者として、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し職員に周知が図られていることが必要です。その際、平常時のみならず、有事（災害、事故等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化していることも重要です。

○法人の経営者に対しても、施設長と同様の姿勢が求められます。

(3) 評価の留意点

○施設長の具体的な取組については、文書化されていること、また、会議や研修において表明するなど、組織内に十分に伝え、理解を得ることができる方法で行われているかを評価します。

11 II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。

【判断基準】

- a) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。
- b) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。

評価の着眼点

- ①施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。
- ②施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。
- ③施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。
- ④施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準については、施設長が、自ら遵守すべき法令等に関する正しい理解に向けた取組を行っていること、また、職員等の法令等の遵守に関する具体的な取組を行っていることの双方を評価します。

(2) 趣旨・解説

○園（法人）は、福祉サービスを提供する組織として、法令等を遵守した事業経営＝コンプライアンス（法令遵守）の徹底が求められます。ここでの法令等とは、社会福祉関係法令はもとより、園の理念・基本方針や諸規程、さらには、社会的ルールや倫理を含むものです。

○施設長は、自らがそれらの法令や倫理を正しく理解し、組織全体をリードしていく責務を負っています。そのため、遵守すべき法令等を十分に理解し、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持することが必要です。

○また、園における法令遵守の体制づくり、教育・研修等を実施し、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、遵守するための具体的な取組を行うことが求められます。

(3) 評価の留意点

○施設長の、遵守すべき法令等に関する正しい理解に向けた取組とともに、園の責任者として、職員等が遵守するための具体的な取組を実施していることの双方を総合的に評価します。

○園として遵守しなければならない基本的な関連法令について、正しく把握・認識されているかどうか、また最新の内容が把握されているかどうかを確認します。

○遵守の対象となる法令としては、福祉分野に限らず、消費者保護関連法令、さらには雇用・労働や防災、環境への配慮に関するものについて含んでいることが必要です。

社会福祉法、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、子ども・子育て支援法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律、幼保連携型認定こども園要領、児童福祉施設最低基準、個人情報保護法、児童虐待防止法、食品衛生法、フロン排出抑制法 等

Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。

12 Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。

【判断基準】

- a) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。

評価の着眼点

- ①施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。
- ②施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。
- ③施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。
- ④施設長は、保育の質の向上について職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。
- ⑤施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、施設長が保育の質の向上に関する園の課題を正しく理解したうえで、組織に対してどのように指導力を発揮しているかを具体的な取組によって評価します。

(2) 趣旨・解説

○園における保育の質の向上において、施設長の責任と役割が重要です。個々の職員の継続的な努力により取組まれる実践を、組織的な取組とすることや体制づくりにつなげるなど、指導力の発揮が求められます。

○社会福祉法第78条においては、「社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない」とされています。

○施設長は、理念や基本方針を具体化する観点から、園における保育の質に関する課題を把握し、その課題と改善に向けた取組を組織全体に明らかにして取組を進める必要があります。

(3) 評価の留意点

○施設長が保育の質の向上に関わる課題を理解・分析したうえで、組織に対してどのように指導力を発揮しているかを具体的な取組によって評価します。

○訪問調査で聴取し可能なものについては書面での確認を行います。

【判断基準】

- a) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。

評価の着眼点

- ①施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。
- ②施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。
- ③施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。
- ④施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、施設長が経営の改善や業務の実効性を高める取組を自ら実行するとともに、組織内に同様の意識を形成し、職員全体で効果的な事業運営を目指すために指導力を発揮しているか評価します。

(2) 趣旨・解説

- 施設長は、経営資源を有効に活用して、園（法人）の理念・基本方針を具現化した質の高い保育の実現を図る必要があります。
- 理念・基本方針の実現に向けて、人事、労務、財務等、それぞれの視点から常に検証を行い、経営や単純なコスト削減ではない効果的な業務の実現を目指す改善に向けた具体的な取組が必要です。
- 経営状況やコストバランスの分析に基づいて、経営や業務の効果を高めるとともに、その効果をさらなる改善に向けていくといった継続的な取組が安定的かつ良質な保育の実施には不可欠となります。
- 施設長は、園の将来性や継続性や経営資源の有効活用という基本的な課題を常に視野に入れて組織を運営していくことが求められます。
- 施設長は、コンピュータやネットワーク等の情報通信技術（ICT）を活用するなど、経営の改善や業務の実効性を高める取組を進めることも必要です。

(3) 評価のポイント

- 施設長の自らの取組とともに、組織内に同様の意識を形成し、職員全体で効果的な事業運営を目指すための指導力の発揮に関わる取組の双方を、具体的な取組によって総合的に評価します。
- 訪問調査で聴取し可能なものについては書面での確認を行います。

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

14 Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。

【判断基準】

- a) 園が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。
- b) 園が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。
- c) 園が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。

評価の着眼点

- ① 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。
- ② 保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。
- ③ 計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。
- ④ 法人（園）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、理念・基本方針や事業計画を実現するために必要な福祉人材や人員体制について、園として具体的な計画をもって、取り組んでいるかどうかを評価します。

(2) 趣旨・解説

○理念・基本方針や事業計画を実現し、質の高い保育を実現するためには、必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、人材の確保と育成に関する方針を明確にした計画が求められます。

○計画は、単に「質の高い福祉人材の確保」という抽象的な表現にとどまるものではなく、園の理念・基本方針や事業計画に沿って、組織を適切に機能させるために必要な人数や、体制、あるいは常勤職員と非常勤職員の比率のほか、障がい者雇用への対応といったことも含めて立案される必要があります。

○また、社会福祉士、精神保健福祉士、看護師、臨床心理士、管理栄養士、調理師等の有資格者や幼稚園・小学校等の教員免許の所有者など、専門職の配置、確保及び活用等について具体的な計画となっていることが重要です。また、保育教諭資格のない職員がいる場合は、保育教諭資格の取得促進も重要な取組です。

(3) 評価の留意点

○本評価基準では、具体的な考え方や計画の有無とともに、計画どおりの人員体制が取られていない場合でも、その目標の実現に向かって計画的に人材の確保・育成が行われているかどうかを、具体的な取組や経過等から評価します。

○採用や人事管理については、法人で一括して所管している場合もありますが、その場合にも本評価基準に照らし合わせて、当該園に関する具体的な考え方や取組を評価します。

15 II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。

【判断基準】

- a) 総合的な人事管理を実施している。
- b) 総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。
- c) 総合的な人事管理を実施していない。

評価の着眼点

- ①法人（園）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。
- ②人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。
- ③一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。
- ④職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。
- ⑤把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。
- ⑥職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、総合的な人事管理が実施されているか評価します。

(2) 趣旨・目的

○園（法人）における人事管理は、理念・基本方針にもとづく「期待する職員像等」を明確にしたうえで、能力開発（育成）、活用（採用・配置）、処遇（報酬等）、評価等が総合的に実施されること、いわゆる「トータル人事（人材）マネジメント」の考え方により実施されることが望ましいと考えられています。

○総合的な人事管理においては、主に以下の仕組みなどが一体的に運営されることが適切であるとされています。

- ・法人（園）の理念と基本方針を踏まえた「期待する職員像等」の明確化
- ・人事理念や人事基準の明確化と基準にもとづく運用
- ・能力開発（育成）…目標管理制度、教育・研修制度（OJT 等を含む）
- ・活用…キャリアパス、職員配置、ローテーション、異動に関する基準等の明確化等
- ・処遇（報酬等）…昇任・昇格基準、給与基準、福利厚生等その他の労働条件の整備
- ・評価…人事考課制度等

○職員処遇の水準（賃金水準、有給取得率、時間外労働時間数等）については、地域性、園（法人）の特性等を踏まえながらも、同地域、同施設・事業種別間で比較・検討を行うなど、指標化しながら管理・改善することも必要です。

○職員等が、自ら将来を描くことができるような仕組みづくり＝キャリアパス（昇進・昇格の基準、賃金の水準、必要となるスキルの水準、必要となるスキルを獲得するための機会（研修等）等）の明確化や職員の意向・希望を確認するコミュニケーションも重要です。

(3) 評価の留意点

○評価方法は、総合的な人事管理に関する仕組み、取組を具体的に聴取して確認します。また、人事管理に関わる規程（基準）等については、書面で確認します。

○小規模な園については、園の規模や職員体制等を勘案し、その実施状況を評価します。また、大規模法人（複数福祉施設・事業所を運営する法人）における総合的な人事管理制度や人事管理モデルを一様に当てはめて、小規模な園を評価するものではありません。

○職員の育成における、目標管理制度については 17 II-2-(3)-①、教育・研修制度については 18 19 II-2-(3)-②、③で評価します。

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

16 Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

【判断基準】

- a) 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。
- b) 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。
- c) 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。

評価の着眼点

- ① 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。
- ② 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。
- ③ 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。
- ④ 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。
- ⑤ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。
- ⑥ ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。
- ⑦ 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。
- ⑧ 福祉人材の確保、定着の観点から、組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。

『 ③ 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。』 に関連して
労働安全衛生法の一部を改正する法律 ストレスチェック制度と面接指導の実施等を義務づける制度
公布 平成26年6月25日 施行日 平成27年12月1日 労働者数50人以上の事業者の義務
常時使用する労働者に対して、医師、保健師等による心理的な負担の程度 を把握するための検査
(ストレスチェック) を実施することが事業者の義務 となっています。
職員人数が、園単位で50人以上の園は、実施しなければなりません。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、職員の就業状況や意向を定期的に把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいるかを評価します。

(2) 趣旨・解説

○保育の内容を充実させるためには、組織として、職員が常に仕事に対して意欲的にのぞめるような環境を整えること＝働きやすい職場づくりに取り組むことが求められます。

○「働きやすい職場」とは、①職員の心身の健康と安全の確保、②ワークライフバランス（仕事と生活の両立）に配慮した職場環境づくり、がなされている職場をいいます。

○職員の心身の健康と安全の確保については、労働災害防止策（メンタルヘルス、ケガ・腰痛防止策、その他労働災害への対応）、セクシャルハラスメントやパワーハラスメントの防止策と対応策、希望があれば職員が相談できるように、カウンセラーや専門家を確保する等の取組があります。また、健康維持の取組としては、たとえば、より充実した健康診断を実施する、全職員に予防接種を励行する、健康上の相談窓口を設置する、悩み相談の窓口を設置するなどが挙げられます。

○福利厚生取組としては、職員の余暇活動や日常生活に対する支援などがあります。

○ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の両立）に配慮した職場環境の配慮については、休暇取得の促進、短時間労働の導入、時間外労働の削減等の取組があります。また、次世代育成支援対策推進法にもとづく事業主行動計画の策定や、改正育児休業法への適切な対応、定期的な個別面接や聴取等が制度として確立していることが望まれます。

○働きやすい職場づくりに向けて、労務管理に関する責任体制を明確にすることはもとより、職員の就業状況や意向・意見を把握することが必要です。また、その結果を分析・検討し、改善に向けた取組を福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映したうえで進めていくといった仕組みが必要となります。

(3) 評価の留意点

○把握された意向・意見について分析・検討する仕組みの有無、サポートする必要があると認められる職員に対しての対応等、把握した職員の状況に対して組織的にどのように取り組んでいるのかという点も評価します。

○相談の窓口設置については、単に「困ったことがあれば管理者に相談する」といった運営ではなく、相談しやすい工夫を行っているか、相談を受け付けた後に解決を図る体制が整備されているかなど、組織的に取り組んでいるかどうかを評価します。相談窓口は組織内部のみならず、外部にも設置することが望ましいといえますが、組織内部に設置していれば評価の対象とします。

○評価方法は、訪問調査において職員の就業状況や意向・意見等の記録、把握した結果についての対応の記録等の確認と聴取によって行います。

Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

17 Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。
- b) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。
- c) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。

評価の着眼点

- ① 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。
- ② 個別面接を行う等、園の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。
- ③ 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。
- ④ 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。
- ⑤ 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、職員一人ひとりの育成に向け、組織の目標や方針を徹底し、職員一人ひとりの目標の設定等が適切に行われているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

○目標管理制度は、園（法人）の理念・基本方針をはじめとする園の全体目標や部門（チーム）、さらには、職員一人ひとりの目標の統合を目指す仕組みです。

○職員一人ひとりの知識・経験等に応じて具体的な目標を設定しながら、保育を行うものです。職員の教育・研修機能を有するのみならず、モチベーションを高めるための取組でもあります。

○目標管理では、前提として「期待する職員像」（園（法人）の理念・基本方針、保育の目標等の実現を目指す人材像の定義）や理念・基本方針等を踏まえた、園の全体目標が明確にされている必要があります。そのうえで、部門（チーム）、職員一人ひとりの目標を設定することになります。

○設定する目標については、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされ、また、到達可能な水準であることが必要です。

○目標の設定にあたっては、一人ひとりの職員との面接を通じたコミュニケーションが重要です。職員が設定する目標については、園や部門（チーム）の目標と整合性を保つとともに、当該職員に期待するレベル、内容にふさわしいものである必要があります。

○目標の達成に向けて、職員一人ひとりが取組を行います。管理者等は、支持的・援助的な姿勢で日常的に適切な助言や支援を行います。

○中間段階や期末には、目標達成と取組状況を確認するため、面接を行い評価と振り返りを行います。

(3) 評価の留意点

○職員一人ひとりの目標が適切に設定されるとともに、進捗状況の確認、目標達成度の確認等が行われていることが必要です。

○評価方法は、目標管理に関する仕組み、取組を具体的に聴取して確認します。また、目標管理制度に関わる規程（基準）等を書面で確認するとともに、個々の職員の目標管理シートを抽出して確認します。

18 II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

【判断基準】

- a) 園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。
- b) 園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。
- c) 園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。

評価の着眼点

- ①園が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。
- ②現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、園が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。
- ③策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。
- ④定期的に計画の評価と見直しを行っている。
- ⑤定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、求められる職員のあり方を、具体的な知識・技術水準や専門資格の取得といった点から明確にした職員の教育・研修に関する組織の基本姿勢を、基本方針や計画として策定し、これらにもとづく教育・研修が適切に実施されていることを評価します。

(2) 趣旨・解説

○教育・研修は、基本的考え方等を明確にし、計画的に実施される必要があります。

○保育の質の向上のために組織が定めた目標とその目標達成に向けた事業計画と職員の研修計画が整合していることが必要です。

○職員の教育・研修に関する基本方針や計画は、概略的なものではなく、具体的な知識、技術の内容・水準や専門資格の取得といった点から明確にしたものであることを求めています。

○基本方針や計画にもとづいて、教育・研修が適切に実施されていることが必要です。

○また、教育・研修成果の評価・分析を行い、その結果を踏まえて次の教育・研修計画の策定に反映することが必要です。

(3) 評価の留意点

○組織が必要とする職員の知識・技術や専門資格について、具体的な目標が明記され、それとの整合性が確保された体系的な計画が明文化されているか確認します。

○年度ごとに関連性・継続性のない研修の開催や外部研修への参加、あるいは職員の希望だけを尊重した研修計画は、保育の質の向上に対する取組の一環と位置づけることはできません。園として目的を明確にし、体系化された研修計画が策定される必要があります。

○園が実施する保育全体の質の向上に対する取組を評価する項目ですので、正規職員の外、派遣契約職員や臨時職員等、すべての職員についての教育・研修を対象とします。

○法人が一括して所管している場合であっても、本評価基準の趣旨に照らして園の取組を評価します。

○専門資格には、保育教諭や社会福祉士など福祉に関わる国家資格、幼稚園の教員免許のみならず、保育・子育て支援の質の向上に資する資格・免許、認定資格等を含みます。19 II-2-(3)-③も同様です。

19 II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。
- b) 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。
- c) 職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。

評価の着眼点

- ① 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。
- ② 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。
- ③ 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。
- ④ 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。
- ⑤ 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、職員の教育・研修に関する計画にもとづき、職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されるとともに、教育・研修の場に参加し適切に教育・研修が実施されているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

○職員の教育・研修に関する計画が実施されていることはもとより、職員一人ひとりが実際に必要な教育・研修を受けることができているかということが重要です。

○教育・研修の計画的な実施とあわせて、職員一人ひとりの知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握することが必要です。

○教育・研修の内容については、新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われていること、また、階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施されることなどが重要です。

○保育に関わるニーズの複雑化や支援の困難化等により、専門性が一層求められることから、内部・外部研修等の研修の方法やテーマ・種類等を整理し、また職員間で学びあう機会と体制づくりも求められます。

○必要に応じて、たとえば保育・子育て支援の質の向上のための国家資格（社会福祉士等）の取得、看護師の保育教諭資格の取得、**栄養士の管理栄養士資格の取得等も重要な教育・研修の取組となります。**

○園（法人）において、研修を実施することはもとより、外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨すること、教育・研修の場に参加できるように配慮することが必要であることはいうまでもありません。

(3) 評価の留意点

○研修成果の評価・分析が行われているかどうかを評価します。研修参加者の報告レポートや、評価・分析が記載された文書（職員別研修履歴等）で確認を行います。

○研修成果の評価・分析が、次の研修計画に反映されているかどうかを、継続した記録等の資料で確認します。

○「階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会」の確保については、園（法人）において企画・実施する場合はもとより、外部研修への参加を含め評価します。

保育教諭、栄養士各人の受講済み研修履歴が分かる仕組みもご検討下さい

Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

20 Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

【判断基準】

- a) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。
- b) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。
- c) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。

評価の着眼点

- ① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。
- ② 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。
- ③ 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。
- ④ 指導者に対する研修を実施している。
- ⑤ 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意するなど、積極的な取組を実施しているか評価します。

(2) 趣旨・解説

○福祉の人材を育成すること、また、保育に関わる専門職の研修・育成への協力は、園の社会的責務の一つです。地域の特性や園の種別、規模等、状況によって異なりますが、組織としての姿勢が明確にされているとともに、その体制が整備され、効果的な研修・育成や受入が行われている必要があります。

○実習生等は、受入れの時期や期間、受入れ人数などが一定ではありません。したがって、よりきめ細やかな子ども・保護者への配慮が求められます。「実習生等」とは、保育教諭資格取得のために受け入れる実習生、看護師や保健師等の福祉サービスに関わる専門職、学生等のインターン研修、司法関係の教育研修、子育て支援員（見学実習）等の幅広い人材をいいます。

(3) 評価の留意点

○受入れ体制の整備については、受入れに関するマニュアルの作成が求められます。マニュアルには、受入れについての連絡窓口、利用者や家族等への事前説明、職員への事前説明、実習生等に対するオリエンテーションの実施方法等の項目が記載されている必要があります。

○実習生等の受入れについて、組織として具体的にどのような取組を行っているかについて評価します。事前説明の方法や、実習生等を忌避する子ども・保護者への配慮等について聴取します。

○さらに効果的な研修・育成のための工夫がなされているか確認します。具体的には、①実習（教育・研修）内容全般を計画的に学べるようなプログラムを策定する、②実施状況に関する連絡等についての学校等（教育・研修の実施主体・派遣機関等）との連携を強めるための取組を行う、③実習生等の目的や職種等に考慮したプログラムを用意する、④これらが職員に周知され共有されていること、などが考えられます。

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

21 Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。

【判断基準】

- a) 園の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。
- b) 園の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。
- c) 園の事業や財務等に関する情報を公表していない。

評価の着眼点

- ① ホームページ等の活用により、法人、園の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。 ⇒ 社会福祉法も考慮
- ② 園における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。
- ③ 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。
- ④ 法人（園）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（園）の存在意義や役割を明確にするように努めている。
- ⑤ 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。

(1) 目的

○本評価基準は、園の事業や財務等に関する情報について、適切に公開し、運営の透明性を確保するための取組を行っていることを評価します。

(2) 趣旨・解説

○園においては、実施する保育を必要とする保護者等がその内容を知るための情報を適切に公開、発信する必要があります。

○社会福祉法第75条には、「社会福祉事業の経営者は、福祉サービスを利用しようとする者が、適切かつ円滑にこれを利用することができるように、その経営する社会福祉事業に関し情報の提供を行うよう努めなければならない」と定められています。

○園の事業や財務等に関する情報を公開することは、公費による保育を実施する主体としての説明責任を果たし、経営の透明性を図る取組でもあります。

○保育を実施する園に対する、保護者等、そして地域の理解を深めていくためには、第三者評価の受審や苦情・相談内容の公表などの福祉サービスの質の向上に関わる取組をはじめ、各法人の特色ある実践・活動を主体的に提示していくことが重要です。

○園は、子ども・子育て支援法にもとづき、提供する教育・保育に係る情報（施設運営に関する事項、従事者に関する事項、教育・保育等の内容に関する事項等）について、都道府県知事に報告し、都道府県知事が情報を公表することとされています。

(3) 評価の留意点

○評価方法は、園のホームページ、広報誌やパンフレット等により確認します。

○「地域の福祉向上のための取組の実施状況」については、[26](#) [27](#) II - 4 - (3)「地域の福祉向上のための取組を行っている。」で評価する事項が適切に公表されているか確認します。

社会福祉法の一部改正について

平成28年3月31日公布 平成28年4月1日一部施行 平成29年4月1日全部施行

福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るため、社会福祉法人の経営組織の見直し、事業運営の透明性の向上 及び 財務規律の強化、介護人材の確保を推進するための取組の拡充、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し等を目的として社会福祉法が改正されています。

< 平成28年4月1日より施行部分 >

貸借対照表、収支計算書（事業活動計算書・資金収支計算書）、

現況報告書（役員名簿、補助金、社会貢献活動に係る支出額、役員の親族等との取引状況を含む。）

・・・・・・ 既に通知により公表を義務付けていた上記の3点に加え、

①役員区分ごとの報酬総額（現況報告書に記載）、②定款、③役員報酬基準

HPでの公表対象となっていますので、ご注意ください

22 II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。

【判断基準】

- a) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。
- b) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。
- c) 公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。

評価の着眼点

- ①園における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。
- ②園における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。
- ③園の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。
- ④外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

○園においては、質の高い保育を実施する基盤となる経営・運営が、公正かつ透明性の高い適正なものである必要があります。これは、保育を提供する主体としての信頼性に関わる重要な取組です。

○園の経営・運営は、保育の提供及び、業務執行に関わる「内部統制」＝事業経営・運営におけるチェック体制を確立し社会的な責任を意識したものであることが重要です。

○具体的には、園における各種規程にそった業務の実施、意思決定の手続きや財務管理（会計処理）、また、取引・契約関係等、どの業務や過程に課題や問題が発生しやすいか園の実情に応じて検討する必要があります。さらに、その発生を防ぐための仕組み・体制を構築することが求められます。

○園における事務、経理、取引等について、必要に応じて外部の専門家に相談し、助言を得ることや、内部監査を実施するなど定期的に確認するなど事業経営・運営の適正性を確保する取組も有効です。

○さらに、専門家による監査支援等での指摘事項、アドバイス等は、経営・財務の改善課題の発見とその解決のための客観的な情報と位置づけることができます。また、その結果を経営改善に活用することが必要です。

○なお、ここでいう「外部の専門家による監査支援等」とは、会計監査又は公認会計士、監査法人、税理士若しくは税理士法人が実施する財務管理、経営管理、組織運営・事業等に関する指導・助言その他の専門的な支援を指します。当該法人の監事等の役職員や当該法人及びその役員等と、親族等の特殊の関係がある者が行う監査等は含めません。

○特に、一定規模以上の社会福祉法人については、会計監査人の設置（公認会計士等による会計監査の実施）が義務づけられています。また、会計監査人を設置しない法人においても、ガバナンスの強化や財務規律の確立に向けて、会計に関する専門家の活用を行うことが望ましいとされています。

○このため、社会福祉法人は、法人の規模にかかわらず、ガバナンスの強化や財務規律の確立により公正性と透明性を確保し、説明責任を果たす観点から、会計等に関する専門家を活用することが有効です。

(3) 評価の留意点

○公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が日常的に行われているか、さらに、必要に応じて外部の専門家による助言を得ているかを評価します。

○また、園（法人）の規模を勘案したうえで、外部の専門家による監査支援等を活用し事業、財務等に関するチェックやその結果にもとづく経営改善を実施していることを評価します。

○小規模な園については、外部の専門家による監査支援等の活用やその結果にもとづく経営改善が実施されていない場合も想定されます。園における事務、経理、取引等について、①必要に応じて外部の専門家との契約にもとづき、相談し、助言を得ることで定期的に確認することなどにより、事業経営・運営の適正性を確保する取組を行うこと、②実情にそくした経営改善の取組を行っていること、をもって総合的に評価します。

○ 評価方法は、訪問調査において、書面での確認と聴取により行います。

なお、行政による監査は対象ではありません。

会計監査人の設置義務法人の範囲（平成28年9月26日社会保障審議会福祉部会の資料）より

- 平成29年度、平成30年度は、収益30億円を超える法人又は負債60億円を超える法人
- 令和元年度、令和2年度は、収益20億円を超える法人又は負債40億円を超える法人
- 令和3年度以降は、収益10億円を超える法人又は負債20億円を超える法人
と段階的に対象範囲を拡大。

ただし、段階施行の具体的な時期及び基準については、平成29年度以降の会計監査の実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを検討する。

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

23 Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。

【判断基準】

- a) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。
- b) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。
- c) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。

評価の着眼点

- ① 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。
- ② 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で利用者に提供している。
- ③ 子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。
- ④ 園や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。
- ⑤ 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、子どもの地域との交流を広げることが目的とした組織の取組について評価します。

(2) 趣旨・解説

○子どもが地域の人々と交流をもち良好な関係を築くことは、子どもの社会体験の場を広げ社会性を育てるために大切なプロセスです。

○園では、子どもの社会体験や地域の中での子育ての視点から、子どもが地域活動に参加するようにしていくことが求められます。

○子どもと地域の人々との交流は、地域と園の相互交流を促進するという意味もあわせもっています。園が、地域社会の一員としての社会的役割を果たすためにも、子どもの地域への参加は大きな意味を持つといえます。

○個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用できるような情報提供や支援を行うことも必要です。

(3) 評価の留意点

○本評価基準では、子どもの地域との交流を広げることが目的とした園の取組について評価します。

子どもが社会体験を積む具体的な取組と同時に、地域に対して、園や子どもへの理解を深めるための取組を行うことも評価の対象となります。

○評価方法は、訪問調査において実施状況の聴取が主となり、事業報告書等、書面でも確認します。

24 II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。

【判断基準】

- a) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。
- b) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。
- c) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。

評価の着眼点

- ① ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。
- ② 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。
- ③ ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している
- ④ ボランティアに対して利用者との交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。
- ⑤ 学校教育への協力を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、地域、学校等のボランティアの受入れ、地域の学校教育施設・体験教室の学習等への協力について評価します。

(2) 趣旨・留意点

○地域の人々や学校等におけるボランティア活動は、地域社会と園をつなぐ柱の一つとして位置づけることができます。また、園は、社会福祉に関する知識と専門性を有する地域の社会資源として、地域の学校教育施設や体験教室の学習（小学校の職場見学、中学校の職場体験、高校のインターンシップ）等への協力がその役割の一つとして考えられます。

○園の特性や地域の実情等にそくした、ボランティアの受入や学習等への協力を検討・実施することが求められます。

○多くの園が、様々にボランティアの受入や学習等への協力等を実施しているものと思われます。園側の姿勢や受入れ方針や体制が明確になっていないと、思いがけないトラブルや事故を誘引する場合があります。特に子どもと直接接する場面では、十分な準備が必要であり、見知らぬ人を忌避する子どもへの配慮が重要です。

○ボランティア等は福祉の専門職ではないので、活動・学習時の配慮や注意事項等の十分な説明が必要です。

(3) 評価の留意点

○本評価基準では、ボランティアの受入や学習への教育等への協力に関する方針とマニュアルの作成を求めています。

○マニュアルには、登録・申込手続、配置（活動や学習の場）、利用者等への事前説明、ボランティアや学習への協力に係る事前説明、職員への事前説明、実施状況の記録、等の項目が記載されている必要があります。また、トラブルや事故を防ぐためのボランティアへの研修や学習等への協力の受入時の説明の実施が必要です。

○原則として、ボランティアの受入や地域の学校教育施設・体験教室等の学習等への協力に係る体制を整備していることをもって評価します。ただし、園の特性や地域性を鑑み、ボランティアの受入が困難と考えられる場合には、ボランティア等の受入を想定した体制整備の状況、ボランティアの養成教育や地域の学校教育施設・体験教室の学習等への協力（職員の派遣等を含む）の状況等を総合的に勘案し評価します。

○評価方法は、受入れにあたっての手順や流れ、子ども・保護者等への事前説明の仕組み、ボランティア等への事前説明の仕組みなど、具体的な方法を書面と聴取によって行います。

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

25 Ⅱ-4-(2)-① 園として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

【判断基準】

- a) 子どもにより良い保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。
- b) 子どもにより良い保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。
- c) 子どもにより良い保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。

評価の着眼点

- ① 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。
- ② 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。
- ③ 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。
- ④ 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
- ⑤ 地域に適当な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。
- ⑥ 家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、園として、子どもにより良い保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

○子どもにより良い保育を提供するためには、地域の様々な機関や団体との連携が必要となります。

○ここで言う「必要な社会資源」とは、子どもへの保育の質の向上のために連携が必要な機関や団体を指し、具体的には、福祉事務所、児童相談所、保健所、病院、学校、地域内の他の事業所やボランティア団体、子育てサロン等の各種自助組織、公共職業安定所等が挙げられます。

○子どもに対してより良い保育を行うとともに、地域社会において役割を果たしていくためには、関係機関・団体とのネットワーク化が必要不可欠です。そのうえで、問題解決に向けてネットワークを有効に活用することが重要です。

○取組の具体例としては、関係機関・団体等の参画のもとで定期的にケース検討会を開催している、地域の定期的な連絡協議会に参加している、地域内の他組織と定期的に連絡会を開催している、などが挙げられますが、子どもに対する保育の一環として行われる具体的な取組でなければ、十分とは言えません。

○築き上げたネットワークを有効に活用することが重要です。事業を進めていくうえで、地域全体で課題となっている点について、関係機関・団体へ積極的に問題提起し、解決に向けて協働して取り組んでいく、などが挙げられます。

○地域に適当な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化を積極的に図ることも福祉サービスを提供する保育園として重要な役割となります。

○家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応では、要保護児童対策地域協議会への参画と連携、児童相談所などの関係機関との連携が重要な取組となります。

○障がいのある子どもの保育にあたっては、地域の専門機関と連携し、適切な助言を受けながら保育を行う必要があります。

(3) 評価の留意点

○社会資源の把握状況や関係機関・団体との連携に関する定期的な取組状況を評価します。

○職員間でそれらに関する情報の共有化が図られているかどうかの評価も行います。関係機関・団体の機能や、連絡方法を記載した資料の保管場所や内容等が、必要に応じて職員が活用できるようになっているかどうか、会議で説明を行う等職員に周知されているかどうかについても、訪問調査で確認します。

○就学に向けての小学校との連携については、「A11 A-1-(2)-⑩」で評価します。

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

26 Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。

【判断基準】

- a) 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組を積極的に行っている。
- b) 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組を行っていない。

評価の着眼点

- ①園（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流や相談事業などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。
- ②園のもつ機能を地域へ還元したり、関係機関・団体との連携、民生委員・児童委員等との定期的な会議の開催等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。
- ③地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、園（法人）が地域社会における福祉向上に積極的な役割を果たすために、具体的な地域の福祉ニーズや生活課題等を把握するための取組を積極的に行っているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

○地域社会では、地域経済や生活環境の変化等（雇用環境の変化、単身世帯や高齢者のみの世帯の増加、大規模団地等の集合住宅の課題等）により、これまでの社会福祉事業・制度が対象としてきた範囲では十分に対応することができない福祉ニーズ等が顕在化しています。

○園（法人）は、社会福祉に関する専門的な知識を有するとともに、福祉サービスを実施するという公益性のある組織として、地域社会で必要とされる役割や機能を発揮するために、地域の具体的な福祉ニーズ等を把握するための取組を積極的に行うことが必要です。

○地域の福祉ニーズ等を把握するためには、たとえば、地域の困りごとを議論するための運営委員会を開催する、相談事業を活性化させてその中でニーズを把握する、地域の交流イベント時にアンケートを実施するなど主体的に動くことが重要です。

○また、園（法人）のもつ専門性や特性を活かした取組も福祉サービスを実施する園としての重要な役割です。

○具体的には子育て相談支援事業や子育て支援サークルへの支援等、地域の保護者や子ども等が自由に参加できる多様な機会の提供や、保護者や子どもの生活に役立つ講演会の開催等が考えられます。相談事業を始めとした地域に開かれた取組を通して、地域住民の多様な相談に応じる中で、福祉ニーズ等を把握することも可能となります。

○さらに、日常的な保育の実施を通じて、当該福祉サービスでは対応できない利用者等のニーズを把握することも必要です。

○このほか、施設等のスペースを活用した地域の保護者や子ども等との交流を意図した取組、たとえば、地域交流のイベントの開催等により、地域住民とのコミュニケーションを通じて主体的に地域の福祉ニーズ等を把握することも必要です。

(3) 評価の留意点

○園ではなく、法人としてこうした取組を行っている場合でも、その内容等をていねいに把握して評価します。

○評価方法は、訪問調査において具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。

○園を利用する保護者に対する支援については、「A18 A-2-(2)-①」、「A19 A-2-(2)-②」で評価します。

【判断基準】

- a) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。
- b) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。
- c) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。

評価の着眼点

- ①把握した福祉ニーズにもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動（地域の子どもの育成・支援、子どもの貧困への支援等）を実施している。
- ②把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。
- ③多様な機関や地域住民等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。
- ④園（法人）が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。
- ⑤地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、園（法人）が地域社会における福祉向上に積極的な役割を果たすために、把握した地域の具体的な福祉ニーズや生活課題等にもとづいた独自の公益的な事業・活動を積極的に行っているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

○園（法人）においては、その有する機能をもって地域の福祉ニーズ等を解決・緩和する活動・事業の実施主体となること、あるいは、地域住民の主体的な活動を促進・支援することなどの取組が求められます。

○把握した福祉ニーズ等にもとづき、これらを解決・改善するための保育所（法人）による公益的な事業・活動を行うことも必要です。

○特に、社会福祉法人については、法人固有の使命・役割と社会福祉法等の関係・事項等を具体化するため、既存制度では対応しきれない生活困窮、生活問題等の支援・解決など、地域社会での貢献活動を主体的、積極的に進めていくことが重要です。

○また、地域住民の生活に役立つ講演会や研修会等を開催し、地域住民の福祉に対する理解の促進や地域づくりのための取組も必要です。

- こうした園の専門的な知識・技術や情報の地域への提供は、地域との関わりを深め、地域の人びとの福祉施設等への理解を得ることやコミュニケーションを活発にすることにもつながっていきます。
 - 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動は、園において地域の福祉ニーズ等や事業・活動の目的を共有し、継続的かつ効果的に取組を実施するため、事業計画等で明示することが必要です。
 - また、災害時には、利用者の安全確保と施設・設備の使用を含め事業継続が可能であることを前提として、二次被害や混乱が起きないように十分に留意し、可能な範囲で被災した福祉的な支援を必要とする人びとや住民への支援・取組を実施します。
 - 災害時において、地域の社会資源としての役割等を踏まえ、職員への説明や必要な研修の実施など、その備えを計画的に確保していくことが必要です。
 - 園は、災害時に福祉避難所として指定されている場合や避難所となる場合も想定されるため、日頃から災害時の行政や地域との連携・協力に関する事項を決定・確認しておくことも求められます。
 - また、園（法人）のこうした役割や取組を日頃から地域へ知らせるための情報提供取組も必要です。
- (3) 評価の留意点
- 社会福祉法人が運営する園においては、社会福祉法に定める「地域における公益的な取組」の実施に係る責務や社会福祉充実残額を活用して行われる「地域公益事業」等が本評価基準における地域での公益的な事業・活動にあたります。
 - 園（法人）の規模や支援の形態、所在する地域によって、具体的な取組はさまざまです。本評価基準の趣旨に沿って、個々の取組について評価を行います。
 - 地域での公益的な事業・活動は、園が実施する地域の福祉ニーズ等に応じた取組や事業であって、原則として公的な費用負担のない取組や事業等を評価します。
 - なお、行政からの委託又は補助等を受けて実施している事業は評価の対象としません。ただし、このような公的な費用負担があっても、園の資産等を活用した追加のサービスが行われている場合には評価の対象とします。
 - 評価方法は、訪問調査において具体的な取組を聴取し、事業・活動の計画等の書面でも確認します。
 - 園ではなく、法人として行っている場合でも、その内容等をていねいに把握して評価します。
 - 地域での公益的な事業・活動の情報発信については、21 II-3-(1)-①で評価します。
 - 園を利用する保護者に対する支援については、「A18 A-2-(2)-①」、「A19 A-2-(2)-②」で評価します。

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

28 Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。

【判断基準】

- a) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。
- b) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。
- c) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示されていない。

評価の着眼点

- ① 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
- ② 子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
- ③ 子どもを尊重した保育の提供に関する基本姿勢が、保育の標準的な実施方法等に反映されている。
- ④ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。
- ⑤ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。
- ⑥ 子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。
- ⑦ 性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。
- ⑧ 子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、子どもを尊重した福祉サービス提供についての基本姿勢が明示され、園内で共通の理解をもつための取組が行われているか評価します。

(2) 趣旨・解説

○園は、子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重して保育を行わなければなりません。

○一人ひとりの子どもを受容し、子どもが安心して生活できる環境を整える中で、それぞれの子どもに応じた発達を援助する保育が求められています。

○園内で共通の理解をもつための取組の具体例としては、倫理綱領の策定等、子どもの尊重や基本的人権への配慮に関する園内の勉強会・研修や、実施する保育の標準的な実施方法への反映、身体拘束や虐待防止についての周知徹底等が挙げられます。

○家庭の状況に応じて、他制度の支援につなげることにより、子どもの権利擁護に努めることも重要です。

○園においては、一人ひとりの子どもの生活習慣や文化、考え方などの違いを知り、子どもが互いに尊重する心を育む取組が求められています。

○子どもの態度、服装、色、遊び方、役割などについて、性差への固定的な観念等を植え付けないような配慮が必要です。

○保育教諭だけでなく、保護者も子どもの手本になる必要があることから、保護者との日常的な対話や対応に配慮するだけでなく、保護者会などの場面で具体的な共通認識を持つよう配慮することが必要となります。

(3) 評価の留意点

○福祉施設・事業所の種別や福祉サービスの内容の違いによって、利用者尊重の具体的な留意点は異なるので、園としての基本姿勢と、園全体の意識向上への取組を中心に評価を行います。園の基本姿勢は、理念や基本方針に明示されていることを前提とします。

○子どもの尊重について、園内で共通の理解をもつためにどのような努力が行われているか、具体的な取組をもとに評価します。

【判断基準】

- a) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した保育が行われている。
- b) 子どものプライバシー保護等に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した保育が十分ではない。
- c) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。

評価の着眼点

- ① 子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。
- ② 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した保育が実施されている。
- ③ 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。
- ④ 子ども・保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に理解を図るための取組とともに、子どものプライバシーに配慮した保育が行われているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

○子どもの日常生活におけるプライバシーの保護は、子どもを尊重した保育における重要事項です。

○プライバシー保護には、子どものみならず保護者のプライバシー保護も含まれます。

○ここでいうプライバシーとは、「他人の干渉を許さない、各個人の私生活上の自由」のことです。子ども・保護者のプライバシー保護については利用者尊重の基本であり、たとえば、子ども・保護者が他人から見られたり知られたくないことについて、その意思が尊重されなければなりません。子ども・保護者からの信頼を得るためにも、プライバシー保護に関する具体的な取組が求められます。

○日常的な保育においては、園の特性とあり方等を踏まえつつ、施設・設備の限界等を加味しながらも、可能な限り一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしいこちよい環境を提供し、子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行うことも必要です。

○プライバシー保護に関する取組が、規程・マニュアル等にもとづき実施されることはもとより、取組を子ども・保護者に周知することも求められます。

(3) 評価の留意点

○子どものプライバシーに配慮した保育の前提として、職員が、プライバシー保護に関する基本的な知識や社会福祉事業に携わる者としての姿勢・意識を十分に理解すること、園の特性に応じた留意点等に関する規程・マニュアル等を作成して理解を図ることが必要です。よって、職員に規程・マニュアル等を配布しただけでは取組は不十分です。

○保育の場面ごとに作成されているマニュアル・手引書等の中で、プライバシー保護に関する留意事項が記載されている場合も、「規程・マニュアル等」に含みます。

○排泄・着替え・シャワー時等生活場面におけるプライバシー保護について、保育の質の向上のために、設備面での配慮や工夫も含めた園としての取組も評価の対象となります。規程・マニュアル等の整備と周知への取組とあわせて総合的に評価します。

○評価方法は、規程・マニュアル等の内容を確認するとともに、具体的な取組を聴取します。

○個人情報保護は本評価基準にいうプライバシー保護には含みません。45 Ⅲ-2-(3)-②「子どもに関する記録の管理体制が確立している。」において評価します。

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

30 Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して園選択に必要な情報を積極的に提供している。

【判断基準】

- a) 利用希望者が園を選択するために必要な情報を積極的に提供している。
- b) 利用希望者が園を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。
- c) 利用希望者が園を選択するために必要な情報を提供していない。

評価の着眼点

- ① 理念や基本方針、保育の内容や園の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。
- ② 園を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。
- ③ 園の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。
- ④ 見学等の希望に対応している。
- ⑤ 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、保育の利用希望者が、園を選択するために必要な情報提供が積極的に行われているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

○社会福祉法第 75 条において、社会福祉事業の経営者は、利用者がサービス選択の際に参考とすることができる情報を積極的に提供することが求められています。

○ここで言う情報とは、複数の園の中から保護者が自分の希望にそったものを選択するための資料となるような、保護者の視点に立った情報を指します。このため、資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容とすることが重要です。

○園の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施すること、また、希望に応じて、見学等に対応することも必要な取組です。

○情報提供の方法、内容等については、配布・活用状況、保護者の意見等を必要に応じて聴取しながら、定期的な見直しを行い、より良い内容を目指すことも重要です。

○園は、子ども・子育て支援法にもとづき、提供する教育・保育に係る情報（施設運営に関する事項、従事者に関する事項、教育・保育等の内容に関する事項等）について、都道府県知事に報告し、都道府県知事が情報を公表することとされています。

(3) 評価の留意点

○保育の内容がわかりやすく説明された印刷物の作成、ホームページの作成、公共施設へのパンフレットの配置、見学希望者への対応等、保護者が情報を簡単に入手できるような取組、保護者にとってわかりやすい工夫が必要です。

○実施する保育の内容等について園が積極的に情報提供を行うことを求めています。利用希望で訪れた人に対して、パンフレットを渡しただけ、というような取組のみの場合は「c」評価とします。

31 Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。

【判断基準】

- a) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。
- b) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。
- c) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。

評価の着眼点

- ① 保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。
- ② 保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。
- ③ 説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。
- ④ 保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。
- ⑤ 特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、保育の開始及び保育内容の変更時に、保護者等にわかりやすく説明を行い、同意を得ているか評価します。

(2) 趣旨・解説

○保育の開始や保育内容の変更の際には、保護者等の意向に十分に配慮し、保育の具体的な内容や日常生活に関する事項、その他留意事項等をわかりやすく説明することが必要です。

○保育の開始や変更時における説明は、福祉サービスの利用契約が必要な福祉施設・事業所はもとより、利用契約ではない福祉施設・事業所においても、利用者等の自己決定の尊重や権利擁護等の観点から必要な取組です。

○説明にあたっては、入園のしおりなど組織が定めた様式に基づいて、同じ手順・内容で行われることが必要です。また、前評価基準〔30〕Ⅲ-1-(2)-①と同様に、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような資料を用いることが求められます。

○子ども・子育て支援法にもとづき、園は、利用申込者に対し施設の目的、運営の方針、保育内容、職員の勤務体制等の施設の選択に資する重要事項を記した文書を交付し、説明を行い、同意を得ることが必要とされています。重要事項として記載すべき事項が、入園のしおりや園の紹介資料などの書類に載っており、それらの書類により利用申込者への事前の説明及びそれにもとづく同意が得られている場合には、別途作成する必要はありません。

『 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 』

第二節 運営に関する基準 (内容及び手続の説明及び同意)

第五条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、

あらかじめ、利用の申込みを行った支給認定保護者

(以下「利用申込者」という。)に対し、第二十条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる『重要事項を記した文書』を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の「同意」を得なければならない

○保育の開始時だけではなく、重要事項を記した文書の内容に関する変更や保護者等の就労状況による保育時間の変更、延長保育の利用等にあたって事前の説明が必要です。

○また、進級時(年度替わり)や子どもの発達や生活の節目に配慮して設定した期間ごとの保育内容、一人ひとりの子どもの状況に応じた個別的な対応の変更等についても、説明することが求められます。

○重要事項を記した資料は、園と利用者の権利義務関係を明確にし、利用者の権利を守ると同時に、園にとっても不必要なトラブルを回避するための重要なものです。

(3) 評価の留意点

○説明は、どの保護者等に対しても、園が定めた様式に基づいて、同じ手順・内容で行われることを前提としています。また、特に配慮が必要な保護者に対しては、園がどのような援助の方法をとっているかを確認します。

○評価方法は、訪問調査において、説明の様式・内容、どのように同意を得たかを聴取します。また、保護者等への説明方法等が具体的に記録された書面を確認します。書面での確認ができない場合は「c」評価とします。

32 Ⅲ-1-(2)-③ 園等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。

【判断基準】

- a) 園等の変更にあたり保育の継続性に配慮している。
- b) 園等の変更にあたり保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。
- c) 園等の変更にあたり保育の継続性に配慮していない。

評価の着眼点

- ①園等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。
- ②園の利用が終了した後も、園として子どもや保護者が相談できるように担当者や窓口を設置している。
- ③園の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、園等の変更にあたり保育の継続性に配慮しているか評価します。

(2) 趣旨・解説

○子どもの状態の変化や家庭環境の変化等で、園等の変更を行う場合、子どもへの保育の継続性を損なわないような配慮のもとに、引継ぎや送りの手順、文書の内容等を定めておくことが必要です。

○園等の変更にあたっては、必要に応じ、子どもや保護者の意向を踏まえ、他の福祉施設・事業所や行政をはじめとする関係機関との連携が十分に図られる必要があります。

○他の福祉施設・事業所への情報提供が必要な場合には、保護者等の同意のもとに適切に行うことが不可欠です。

○園利用の終了後も、子どもや保護者等が相談を希望した場合のために、担当者や窓口を設置し、子どもや保護者等に伝えておくことも保育の継続性を確保するための対応策です。
その場合には、口頭だけでなく、書面等で伝える必要があります。

(3) 評価の留意点

○園等の変更に係る生活の継続に欠かせない保育の提供等への配慮を具体的に評価します。

○必要に応じて、行政や関係機関、他の福祉施設・事業所等と地域・家庭での生活の支援体制についての協議やネットワーク・体制の構築に関する取組も評価します。

○評価方法は、訪問調査において関連する文書や、実際の対応記録等の確認を行い評価します。

○就学に向けての小学校との連携については、「A11」 A-1-(2)-⑩」で評価します。

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。

33 Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

【判断基準】

- a) 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。
- b) 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。
- c) 利用者満足を把握するための仕組みが整備されていない。

評価の着眼点

- ① 日々の保育のなかで、子どもの満足を把握するように努めている。
- ② 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。
- ③ 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足を把握する目的で定期的に行われている。
- ④ 職員等が、利用者満足を把握する目的で、保護者会等に出席している。
- ⑤ 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。
- ⑥ 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。

(1) 目的

○本評価基準は、利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っているか評価します。

(2) 趣旨・解説

○利用者本位の保育は、園が一方向的に判断できるものではなく、子どもがどれだけ満足しているかという双方向性の観点が重要です。園においては、専門的な相談・支援を適切に実施する一方、利用者満足を組織的に調査・把握し、これを保育の質の向上に結びつける取組が必要です。

○子どもからの把握については、一人ひとりの子どもが、園で安全な環境で、安心して、意欲的に過ごすことができ、その生活についてある程度の満足感を持って過ごしているかを保育者がくみ取ることが必要となります。

○また、保育の視点からは、子どもが保育士等の大人に自分の意思を伝えることができるような配慮が求められます。直接的な「利用者満足」と捉えることはむずかしい点もありますが、子どもの意見が具体的に保育の改善に結びつくような取組の推進も求められています。

○一人ひとりの子どもにとっての快適な保育は、本来は子どもが判断することですが、保護者がどのように受け止めているかという視点から評価することも、保育の改善への重要なプロセスです。

○子どもの満足の把握、保護者に対する利用者満足に関する調査の結果等については、具体的な保育の改善に結びつけること、そのために園として仕組みを整備することが求められます。

○保育の質を高めるためには、園として定められた仕組みにしたがって、継続した取組を進める必要があります。よって、随時出される個々の意見、要望等に対応するという方法のみでは、有効な改善対応とすることはできません。

○組織的に行った子どもの満足の把握や調査結果を分析・検討する担当者や担当部署の設置、定期的な検討会議開催等の仕組みが求められます。

○このような仕組みが機能することで、職員の子どもの満足に対する意識を向上させ、組織全体が共通の問題意識のもとに改善への取組を行うことができるようになります。

(3) 評価の留意点

○福祉施設・事業所の事業種別や福祉サービスの内容の違いによって、利用者満足の具体的な内容は異なるので、園として利用者満足の向上に向けた仕組みを整備しているか、また子どもの満足の把握、保護者に対する利用者満足に関する調査等の結果を活用し、組織的に保育の改善に向けた取組が行われているかを評価します。

○具体的には、保育教諭等による子どもの満足の把握、保護者に対する利用者満足に関する調査、保護者への個別の聴取、保護者懇談会における聴取等があります。利用者満足に関する調査等を定期的に行うことは、改善課題の発見や、改善課題への対応策の評価・見直しの検討材料となります。

○評価方法は、調査結果に関する分析や検討内容の記録、改善策の実施に関する記録等の書面や、訪問調査での具体的な取組の聴取等によって確認します。

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

34 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

【判断基準】

- a) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。
- b) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。
- c) 苦情解決の仕組みが確立していない。

評価の着眼点

- ① 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員設置）が整備されている。
- ② 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。
- ③ 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。
- ④ 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。
- ⑤ 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。
- ⑥ 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。
- ⑦ 苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。

(1) 目的

○本評価基準は、苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能していることを評価します。

(2) 趣旨・解説

○社会福祉法第 82 条では、社会福祉事業の経営者は、利用者等からの苦情の適切な解決に努めることが求められています。また、福祉施設・事業所の各最低基準・指定基準においては、利用者等からの苦情への対応が規定されています。

○苦情解決の体制については、①苦情解決責任者の設置（管理者、理事長等）、②苦情受付担当者の設置、③第三者委員の設置が求められています。第三者委員は、苦情解決についての密室性の排除と社会性・客観性の確保、子どもと保護者の立場に立った苦情解決の援助のために設置されるもので、人数は複数が見込まれたいとされています。

○法令で求められる苦情解決の仕組みが組織の中で確立されていることを前提として、この仕組みが機能しているかどうか、また組織が苦情解決について、保育内容に関する妥当性の評価や改善課題を探るための有効な手段と位置づけているか、つまり保育の質の向上のための仕組みとなっているかが重要です。

○園においては、法令で求められる苦情解決の仕組みを構築することはもとより、苦情解決や苦情内容への対応を通じて保育の質の向上を図る必要があります。

○園では、苦情の申出にいたる前に、送迎時の職員との対話、連絡ノート等の日々のコミュニケーションの中で、保護者等から要望や意見として保育内容や運営等の改善を求められることがあります。こうした要望や意見に対しても組織的な対応方法を定めておく必要があります。

(3) 評価の留意点

○苦情解決の仕組みについては、利用者等への周知と理解の促進、苦情を申出やすい配慮や工夫、苦情受付に係る正確な記録と苦情解決責任者への報告、解決へ向けての話し合いの内容や解決策等について経過と結果の記録、苦情を申出した保護者等への経過や結果の説明、申出した保護者等に不利にならない配慮をしたうえでの公表、などの状況を総合的に勘案し、仕組みが機能しているかどうかを評価します。

○また、園として、苦情解決の取組を、利用者保護の視点と同時に、保育の質の向上に向けた取組の一環として積極的に捉えているかどうかを、体制の整備や解決手順・結果公表等の具体的な取組によって評価します。

○第三者委員が設置されていない場合、連絡方法が明示されていない場合、解決に係る話し合いの手順等が定められていない場合、苦情解決状況の公表を行っていない場合は、「c」評価とします。

○要望や意見への対応については、「36 Ⅲ-1-(4)-③」で評価します。

35 Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。

【判断基準】

- a) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。
- b) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。
- c) 保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。

評価の着眼点

- ① 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。
- ② 保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。
- ③ 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。

(1) 目的

○本評価基準では、保護者が相談したい時や意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が園として整備されているか、また、その内容を保護者に伝えるための取組が行われているか評価します。

(2) 趣旨・解説

○保護者が必要に応じて相談ができ、また、意見が述べられる環境づくりは、利用者本位の福祉サービスにおいて不可欠であることは言うまでもありません。園として、相談しやすく、意見が述べやすい体制や方法をどのように構築しているか、また具体的にどのように取組が進められているかが重要です。

○相談や意見について、方法や相手を選択できる環境とは、相談においては、日常的に接する職員以外に、相談窓口を設置するなど、専門的な相談、あるいは園において直接相談しにくい内容の相談等、相談内容によって複数の相談方法や相談相手が用意されているような取組を指します。

○意見については、保護者等との話し合いの機会をもつなどの日常的な取組、意見箱の設置、アンケートの実施、第三者委員による聞き取り等の複数の方法や相手が用意されていることを指します

(3) 評価の留意点

○保護者の相談、意見に関する取組については、保護者等に十分に周知されている必要があります。また、利用開始時に説明を行うだけでなく、日常的に相談窓口を明確にしたうえで、その内容をわかりやすい場所に掲示する、日常的な言葉かけを積極的に行う等の取組も評価の対象となります。

○ 評価方法は、訪問調査において福祉施設・事業所としての取組を聴取し、書面の確認及び園内の見学等で確認します。

36 Ⅲ-1-(4)-③ 保護者等からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

【判断基準】

- a) 保護者等からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。
- b) 保護者等からの意見や意見を把握しているが、対応が十分ではない。
- c) 保護者等からの相談や意見の把握をしていない。

評価の着眼点

- ①職員は、日々の保育の提供において、保護者等が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。
- ②意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者等の意見を積極的に把握する取組を行っている。
- ③相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。
- ④職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。
- ⑤意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。
- ⑥対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、苦情に限定するものでなく、保護者からの意見や要望、提案への組織的かつ迅速な対応について評価します。

(2) 趣旨・解説

○苦情に関わらず、保育の内容や生活環境の改善等に関する利用者からの意見や要望、提案等に積極的に対応することが必要です。園においては、保護者等からの苦情のみならず、意見や提案から改善課題を明らかにし、保育の質を向上させていく姿勢が求められます。

○苦情について迅速な対応を行うことはもとより、利用者の意見や要望、提案等についても可能な限り迅速に対応する体制を整えることが、保育の質と保護者等からの信頼を高めるために有効です。

○苦情解決同様に、保護者等からの意見や要望、提案等への対応についても仕組みを確立することが重要であり、対応マニュアル等の策定が必要です。

○意見等に対する園の方針を伝え、理解いただくこと取組も含まれます。

○対応マニュアル等においては、利用者の意見や要望、提案等にもとづく福祉サービスの質の向上に関する姿勢をはじめ、苦情解決の仕組み同様に、意見や要望、提案等を受けた後の手順、具体的な検討・対応方法、記録方法、利用者への経過と結果の説明、公開の方法等がその内容別に具体的に記載されていることが必要です。また、仕組みを効果的なものとする観点からマニュアル等については、適宜見直しを行うことが必要となります。

○園では、送迎時の職員との対話、連絡ノート等の日々のコミュニケーションの中でも、保護者等から保育内容や運営等の改善について、要望や意見が寄せられます。このような要望や意見をしっかりと受け止め、園として組織的かつ迅速な対応を行うための仕組みが必要です。

(3) 評価の留意点

○意見や要望、提案等への対応マニュアルの整備のほか具体的に保育の改善につなげている取組も含めて評価します。

○苦情解決の仕組と一体的に構築、運用している園の場合には、苦情解決のみならず、本評価基準でいう保護者の意見や要望、提案等への対応が実際に行われているか確認します。

○評価方法は、訪問調査において園としての取組を聴取し、書面等で確認します。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

37 Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

【判断基準】

- a) リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。
- b) リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。
- c) リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。

評価の着眼点

- ① リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。
- ② 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。
- ③ 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。
- ④ 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。
- ⑤ 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
- ⑥ 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。



ハインリッヒの法則（ヒヤリハットの法則）

「1 件の重大な事故・災害の背後には、29 件の軽微な事故・災害があり、その背景には 300 件のヒヤリがある」という労働災害に対する経験則の一つ。アメリカの損害保険会社のハーバート・ウィリアム・ハインリッヒが、1929 年に出版した論文の中で発表したことから「ハインリッヒの法則」と呼ばれています。

⇒ ヒヤリを 0 にする取組が重要

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、子どもの安心と安全を確保し保育の質の向上を図る観点からリスクマネジメント体制を構築するとともに、ヒヤリハット報告や事故報告等の事例の収集を積極的に実施し、その収集した事例について要因分析の実施と対応策が適切に講じられているか評価します。

(2) 趣旨・解説

○園におけるリスクマネジメントの目的は、保育の質の向上にあります。具体的な取組としては、責任者の設置又は明確化、リスクマネジメントに関する会議等（体制づくり全般をはじめ、事故要因の分析、改善策・再発防止策等を検討する場）の設置、事故発生時の対応における責任と手順等の明確化、ヒヤリハット・事故報告の収集、これら報告にもとづく要因分析と改善策・再発防止等の実施が基本的な事項となります。

○また、これらをリスクマネジメント規程等として定めておくこと、研修の実施や個々の取組について定期的な見直しと改善を図ることは、体制の構築と保育園の実態にそくした効果的な取組のため有効です。

○園においては、特に睡眠中、プール活動・水遊び中、食事の場面では重大事故が発生しやすい状況にあります。子どもの主体的な活動を大切にしつつも、園として、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」等をもとに、施設内外の環境整備や保育教諭等への研修を十分に行い、連携した対応ができる体制を整える必要があります。

○ヒヤリハット・事故報告や事例等の収集は、保育の質の向上の観点から、職員間の情報共有をはじめ、要因分析の実施や改善策・再発防止策を講じるために行うものです。また、取組を通じて、職員の「危険への気づき」を促す効果も生まれます。よって、職員個人の反省を促したり、責任を追及したりするためのものではないということに留意が必要です。

○保育に関わる設備・遊具や備品類の日頃からの安全確認や定期的なメンテナンスも、日常的に子どもの安心・安全に配慮した保育の前提として重要です。その際、具体的な点検項目や点検日及び点検者を定める必要があります。また、外部からの侵入者への対応や食中毒の発生等についても、園の特性に応じて検討・対応します。

○リスクマネジメントの体制整備の面では管理者のリーダーシップが欠かせません。また、具体的な対策を講じる際には保育を提供する現場における知恵と工夫を活用した取組が最も重要です。

(3) 評価の留意点

○事故発生時の適切な対応と子どもの安全確保がなされていることを前提とし、リスクマネジメントに関する責任者の設置又は明確化、リスクマネジメントに関する会議等の設置・開催状況のみならず、ヒヤリハット報告・事故報告が収集され、要因分析と改善策・再発防止策の検討・実施がなされているか評価します。

○ヒヤリハット報告・事故報告の分類や一覧表の作成等に留まらず、組織的・継続的な要因分析と改善策・再発防止策の検討・実施に結びついていることが必要です。

○評価方法は、訪問調査において具体的な取組を書面と聴取によって確認します。書面がなく、職員会議等で事故防止に向けた意識啓発をしているというような取組のみの場合には、「c」評価とします。

○感染症に関するリスク（対策）については、次項「38 Ⅲ-1-(5)-②」で評価します。

38 Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

【判断基準】

- a) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。
- b) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。
- c) 感染症の予防策が講じられていない。

評価の着眼点

- ① 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
- ② 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。
- ③ 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。
- ④ 感染症の予防策が適切に講じられている。
- ⑤ 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。
- ⑥ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。
- ⑦ 保護者への情報提供が適切になされている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、感染症の予防策が適切に講じられているとともに、発生時等の緊急時の利用者の安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っていることを評価します。

(2) 趣旨・解説

○利用者の生命と健康にとって感染症の予防と感染症発生時の適切な対応は非常に重要な取組といえます。

○感染症の予防・対応についても、福祉サービスの質の向上を目的とするリスクマネジメントと同様に、マニュアル等を整備したうえで、福祉施設・事業所内の体制を確立し実行していくことが必要です。具体的には、①責任を明確にした安全確保のための体制の確立（緊急時の対応体制を含む）、②担当者・担当部署の設置、③定期的な検討の場の設置、④感染症予防策等の定期的な評価・見直しの実施等が挙げられます。

○感染症については、季節、福祉サービスの提供場面に応じた適切な対応が必要であり、感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成したうえで、職員が十分に理解し、日頃から取組を進めることが必要です。

○対応マニュアル等については、厚生労働省の『保育所における感染症対策ガイドライン』や保健医療の専門職の適切な助言・指導のもとに作成されていることも重要です。

○感染症の対応は、予防及び発症時に感染を広げないための対策について保護者への周知が重要となります。感染症発症時の保護者への周知については、子どものプライバシーに配慮することが必要です。

(3) 評価の留意点

○評価方法は、訪問調査において具体的な取組を書面と聴取によって確認します。書面がなく職員会議等で感染症予防に向けた意識啓発をしているというような取組のみの場合には、「c」評価とします。

感染症の例示

麻しん、風しん、水痘、流行性耳下腺炎、インフルエンザ、RS ウイルス感染症、百日咳、A 群溶血性レンサ球菌感染症、マイコプラズマ感染症、咽頭結膜熱、流行性角結膜炎、ヘルパンギーナ、手足口病、伝染性紅斑（りんご病）、腸管出血性大腸菌感染症、ノロウイルス感染症、ロタウイルス感染症、伝染性膿痂疹（とびひ）、アタマジラミ、ウイルス性肝炎、新型コロナウイルス感染症 COVID-19

保育所における感染症対策ガイドライン（2018年3月改訂版）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000201596.pdf>

39 Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。

【判断基準】

- a) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。
- b) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。

評価の着眼点

- ①災害時の対応体制が決められている。
- ②立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。
- ③子ども、保護者 及び 職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。
- ④食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。
- ⑤防災計画等を整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を積極的に行っているか評価します。

(2) 趣旨・解説

○子どもの安全を確保するためには、保育上のリスクや感染症対策のみならず、災害時における安全確保のための対策を講じる必要があります。

○そのため園においては、災害時の対応体制（災害時の職員体制、災害時の避難先、避難方法、ルートの確認等）をあらかじめ定めておくことが求められます。

○園では、災害発生時の安否確認について、自治体等と連携して行う方法を決定・確認しておく必要があります。また、保護者等と話し合う、家族への引継ぎの方策などを決めておくことなどが求められます。

○園においては、災害時に子どもの安全を確保することが求められ、定期的な訓練等を通じた事前の対策が重要です。

○また、災害等の発生に備え、行政や関係機関等との連携を図るとともに、あらかじめ対応を検討し、具体的な対応方針や計画を策定するなど、事前準備・事前対策を講じることが重要です。

(3) 評価の留意点

○消防計画の策定など法律で定められた事項や監査事項の対策にとどまらず、実効性の高い取組を積極的に行っているかどうかを確認します。たとえば、ハード面では立地条件から災害の影響を把握する、耐震診断を受けて必要な耐震措置を実施する、設備等の落下防止措置を講じる、消火設備を充実させる、食料や備品などの備蓄を整備するなどが挙げられます。

昭和56年（1981年）6月以前の建物（旧耐震基準により設計された建物）は震度5強を超える地震に耐えられることが確認されていません。その場合は、耐震診断が必須です。

○なお、備蓄にあたっては、アレルギーのある子どもへの対応に関する視点も大切です。

○ソフト面では、災害発生時の体制を整備する、子ども、保護者及び職員の安否確認の方法を確立し全職員に周知する、災害発生時の初動時の対応や出勤基準などを示した行動基準を策定し、全職員に周知を図る、定期的に訓練を行い、対策の問題点の把握や見直しを行うなどが挙げられます。

日本は地震列島です。大規模な地震は必ずやって来ます。災害時にも通じる安否確認方法（携帯メール、災害用伝言ダイヤル171等）、避難先の明確化・避難先の保護者への周知、子供の保護者への引渡方法、備蓄（望ましいのは3日分、水3リットル/日・人）、非常時の持出しリュックサックの用意、職員・子供への教育訓練、設備等の落下・転倒防止処置は必須です。

40 Ⅲ-1-(5)-④ 食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については、
全職員にも周知している。 看護師

【判断基準】

a) 次の取組の全てを実施している。

- ① 食中毒の発生時における対応マニュアルを整備している。
- ② マニュアルに基づく職員に対する研修を行っている。
- ③ マニュアルは定期的(年1回以上で、あらかじめ定められた時期によるものを指す。)に見直しを行っている。

b) a)の取組の一部を実施している。

c) a)の取組のいずれも実施していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、食中毒が発生した場合の対応マニュアルの整備状況及び、そのマニュアルに基づく職員研修の実施等を評価します。
 - 食中毒が発生した場合には、医療機関との連携のほか、保健所や所轄庁等への報告等、さまざまな対応が求められることとなります。
 - そのため、万が一に備えて対応フローや連絡先の一覧、救急処置に関する知識と実践方法等についてマニュアル化しておくことが必要となります。
 - また、マニュアルに沿った対応が確実に行われるよう、日頃より職員におけるマニュアルの周知やそのための研修の実施等が継続的に確保されていることも求められます。
- ☆ 大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省 最終改正：平成29年6月16日付け）等を参考にマニュアルを作成して下さい。

食中毒の発生時対応マニュアルに記載する内容

- | | | |
|----------------------------|-------------|--------------|
| 1 食中毒の的確な把握 | 2 園内体制の確立 | 3 関係機関への連絡体制 |
| 4 保護者への事情説明（関係する園児の保護者） | | |
| 5 園の園児並びに保護者へ、事情及び経過説明すること | 6 事故の処置について | |

食中毒発生時の対応 『幼保連携型認定こども園要領解説』 332 page 参照

- 食中毒が疑われる場合には、対象となる症状が認められる子どもは別室に隔離し、保護者に連絡するとともに医療機関への受診を求めます。また、嘱託医や保健所・関係機関と連携し迅速な対応をとります。施設長や栄養士・看護師等は、入所児・家族・職員の健康状態を確認し、症状が疑われる場合は医療機関への受診を勧めます。なお、食中毒発生に関するマニュアルの作成と職員全員への周知を図ります。
- 嘔吐物・便などは迅速かつ的確に処理・消毒を行い、二次感染の予防に努めます。その際、マスク・使い捨て手袋などを用いることが望まれます。また、手指の消毒を徹底します。
- 食中毒発生時には、保健所の指示に従い、給食の中止、施設内の消毒、職員や子どもの手洗いを徹底しなければなりません。また、必要に応じて、行事などを控えるなど感染拡大を防ぐよう配慮します。
- 食中毒の予防のための衛生管理の一環として、調理前の食品の管理や職員が確認すべき事項について計画表を作成するとともに、食中毒発生時に原因究明が行えるよう検食と記録を取り、保管します。
- 子どもが調理体験をする場合は、衛生・安全面での事故を防止するため、留意すべき点検項目を作成し、周知徹底することが望まれます。

【判断基準】

a) 次の取組の全てを実施している。

- ① 不審者の侵入時における対応マニュアルを整備している。
- ② 警察等との連携のもとでマニュアルに基づく職員に対する研修を行っている。
- ③ マニュアルは定期的(年1回以上で、あらかじめ定められた時期によるものを指す。)に見直しを行っている。

b) a)の取組の一部を実施している。

c) a)の取組のいずれも実施していない。

評価基準の考え方と評価のポイント

- 本評価基準では、不審者が施設内に侵入した場合の対応マニュアルの整備状況及び、そのマニュアルに基づく職員研修の実施等を評価します。
- 不審者が侵入した場合には、子どもの安全を確保すると同時に警察への通報等、さまざまな対応が求められることとなります。
- そのため、万が一に備えて対応フローや緊急連絡先の一覧、救急処置に関する知識と実践方法、保護者等との連絡方法や連絡網等についてマニュアル化しておくことが必要となります。

☆ さすまた 2本以上(1本は不可)、消火器 等を使用し大勢で威嚇

不審者侵入時の緊急対応 2つのチェック、3つの対応 * 園内放送「007来園」等

チェック1 『不審者かどうか』

対応1 退去を求める

正当な理由のない者には、保育園敷地内及び周辺からの退去を求めるとともに、速やかに「110番通報」をする。退去を求めても応じない場合には、園児等に危害を加えるおそれがないかどうか速やかに判断する。

チェック2 『危害を加えるおそれはないか』

対応2 隔離・通報する

凶器や不自然な持ち物を持っている、また、暴力的な言動があるなど、危害を加える恐れがあると判断した場合には、別室に案内して園児から隔離するとともに、他の職員の応援を得て、速やかに「110番」に通報するなどの対応を迅速に行う。

危害を加えるおそれがないと判断した場合には、再び丁寧に退去を求める。

対応3 園児の安全を守る (隔離できない場合)

隔離や暴力行為を抑止できない場合には、園児の安全を守ることを第一に考える。

職員は身近にある用具などを用いて侵入した不審者と適当な距離をおき、複数の職員がまわりを取り囲むなどして移動を阻止する。

また、園全体に周知して、園児に被害が発生したり、被害が拡大したりしないようにする。園児を掌握して安全を守り、避難の誘導をする。教室等への侵入などの緊急性が低い場合や、園児が移動することにより、不審者と遭遇するおそれがある場合は、園児を教室等で、すぐに避難できるような体制を整えて待機させる。

Ⅲ-2 保育の質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する保育の標準的な実施方法が確立している。

42 Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。

【判断基準】

- a) 保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた保育が実施されている。
- b) 保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた保育の実施が十分ではない。
- c) 保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。

評価の着眼点

- ① 標準的な実施方法が適切に文書化されている。
- ② 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。
- ③ 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。
- ④ 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。
- ⑤ 標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。

(1) 目的

○本評価基準は、園における保育の標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいて保育が適切に実施されていることを評価します。

(2) 趣旨・解説

○園における保育の提供は、子ども一人ひとりの発達や状況に応じて柔軟に行われるべきものであり、いわば標準化できる内容と個別的に提供・実践すべき内容の組合せです。

○標準化とは、画一化とは異なり、保育を提供する職員誰もが必ず行わなくてはならない基本となる部分を共通化することであり、個別的な保育の提供と相補的な関係にあるものといえます。すべての子どもに対する画一的な福祉サービス実施を目的としたマニュアル化を求めるものではありません。

○標準化は、各園における子ども一人ひとりの発達や状況を踏まえた標準的な実施方法等を定め、職員の違い等による保育の水準や内容の差異を極力なくし一定の水準、内容を常に実現することを目指すものです。標準的な実施方法を定め、一定の水準、内容を保ったうえで、それぞれの子どもの個別性に着目した対応を行うことが必要です。

○標準的な実施方法は、文書化され、職員が十分に理解していることが不可欠です。標準的な実施方法には、基本的な相談・援助技術に関するものだけでなく、保育の実施時の留意点や子どものプライバシーへの配慮、設備等の保育園の環境に応じた業務手順等も含まれ、実施する保育全般にわたって定められていることが求められます。

○また、標準的な実施方法に基づいて実施されていることを園として確認するための仕組みを整備し、標準的な実施方法にそぐわない保育が提供されている場合の対応方法についても定めておくことが必要です。

(3) 評価の留意点

○標準的な実施方法については、文書化されていること、また、これにもとづいた保育の提供状況について確認します。具体的には、標準的な実施方法（文書）の活用状況と職員の理解を図るための取組や工夫、個別的な指導計画との関係性、標準的な実施方法にそった保育の提供がなされているか確認する仕組みの有無等により、総合的に評価します。

○標準的な実施方法を記載した文書は、職員がいつでも閲覧でき、日常的に活用している状態にあるか確認します。

○評価方法は、訪問調査において書面を確認するとともに、関係職員への聴取等によって確認します。

○標準的な実施方法を文書化したものとは、各園で作成した保育の手引書、手順書、マニュアル等で、園により名称が異なります。「(2) 趣旨・解説」に記載の通り、保育の一定の水準、内容を常に実現することを目指すために保育の実施方法を明文化したものです。

【判断基準】

- a) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。
- b) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。
- c) 標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。

評価の着眼点

- ① 保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。
- ② 保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。
- ③ 検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。
- ④ 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、標準的な実施方法について、定期的に現状を検証し、必要な見直しを組織的に行うための仕組みが定められているか、その仕組みのもとに見直しが実施されているかどうかを評価します。

(2) 趣旨・解説

○標準的な実施方法については、子どもが必要とする保育の内容の変化や新たな知識・技術等の導入を踏まえ、定期的に現状を検証し、必要な見直しを行うことが必要です。また、検証や見直しについては、園として方法や仕組みを定め、これのもとに継続的に実施されることが、保育の質の向上にとって必要です。

○標準的な実施方法の見直しは、職員や保護者等からの意見や提案にもとづき、また、指導計画の状況を踏まえ行われなければなりません。

○標準的な実施方法を定期的に見直すことは、保育の質に関する職員の共通意識を育てるとともに、PDCAのサイクルによって、質に関する検討が保育園として継続的に行われているという意味をあわせ持っています。

(3) 評価の留意点

○評価方法は、訪問調査において、標準的な実施方法（文書）の改訂記録や検討会議の記録等、書面をもって確認します。

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

44 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。

【判断基準】

- a) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しており、取組を行っている。
- b) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。
- c) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立していない。

評価の着眼点

- ① 指導計画作成の責任者を設置している。
- ② アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。
- ③ さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育園以外の関係者も参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。
- ④ 全体的な計画にもとづき、指導計画が作成されている。
- ⑤ 子どもと保護者の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。
- ⑥ 計画の作成にあたり、さまざまな職種による関係職員、必要に応じて園以外の関係者も参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。
- ⑦ 指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。
- ⑧ 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、指導計画の作成に関する体制が確立し、アセスメントにもとづく適切な指導計画が作成されているか評価します。

(2) 趣旨・解説

○子ども一人ひとりの発達や状況に応じた保育の提供において、子ども・保護者のニーズ等の適切なアセスメントにもとづく指導計画が必要です。

○園では、幼保連携型認定こども園要領等をふまえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した全体的な計画を作成します。指導計画は、全体的な計画にもとづき、子どもの発達や状況に応じ作成します。

○園においては、3歳未満児と障害のある子どもについて、個別の指導計画の作成が義務づけられています。しかし、一人ひとりの子どもの発達を保障していくためには、3歳以上児も含めたすべての子どもに対して、クラス等の指導計画とあわせて、個別の指導計画を作成することが望まれます。

○指導計画の作成にあたっては、園での体制が確立していることが不可欠です。具体的には、指導計画作成の責任者を明確化するとともに、アセスメントから計画の作成、実施、評価・見直しに至るプロセスを定める必要があります。

【計画作成の責任者】

○指導計画作成の責任者については、必ずしも指導計画を直接作成する者を意味していません。作成にあ

たっては、職員の適切な役割分担と協力体制を整えることが必要であり、計画決定までを総括すること等が責任者に求められる役割です。

【アセスメント】

- アセスメントは、子どもの身体状況や子どもと保護者の生活状況等を把握するとともに、子どもと保護者にどのような保育実施上のニーズがあるかを明らかにすることを目的とします。子どもと保護者の状況を正確に把握し、ニーズを明らかにすることは、指導計画を作成する基本となる重要なプロセスです。身体状況や生活状況あるいはニーズを園が定めた手順と様式によって把握する必要があります。
- 保育開始直後には、事前に把握していた身体状況や生活状況等が実際と異なっている場合もあるため、そのような状況も視野に入れたアセスメントが行われる必要があります。
- アセスメントについては、①保育開始前後におけるアセスメントに関する手順が園として定められていること、②手順は正確なアセスメントを行うために計画的なものになっていること、③その手順のもとに実施されていること、④アセスメントによって、子ども全員について、個別に具体的なニーズが明示されていることが求められます。

アセスメント assessment：子どもに対し必要な対応・援助を探る為の行為

【指導計画の作成】

- 一人ひとりの子どもに応じた保育を行うためには、健康面への配慮、生活の場としての基本的な援助、子どもの発達の視点に立った援助、保護者の意向への配慮など総合的な視点から一人ひとりの子どもを捉えた上で、各園の全体的な計画に基づき、指導計画を作成することが必要です。
 - 個別の指導計画とクラス等の指導計画は、双方に関連性をもって作成される必要があります。
- (3) 評価の留意点
- アセスメントから計画策定、実施、評価・見直しといった一連のプロセスが適切に行われていることを基本とします。また、子ども・保護者の希望やニーズを適切に反映した内容となっているか、計画にもとづく保育の提供がなされているか、保育の質の向上に結びつく活用がなされているかといった観点から評価します。
 - 指導計画作成における責任者の役割について、役割分担して実施している場合があります。役割分担は、園の状況に応じて異なりますので、園として指導計画の策定方法が定まっていること、それぞれの担当者がその定められた方法における役割を果たしていること、そして責任者は、これらの内容を掌握し必要に応じて助言・指導を行っていることをもって役割を果たしていると評価します。
 - アセスメント結果が指導計画に適切に反映されているかどうかについては、アセスメント結果を指導計画に反映させる際に関係職員で協議を実施しているか、アセスメント結果から目標と、目標達成に向けた具体的な保育・支援の内容を指導計画に反映しているか等を記録等から判断します。
 - 子ども・保護者の意向の反映については、個別の指導計画等に子ども・保護者の意向が明示されていることによって、意向を踏まえた計画が策定されていると評価します。3歳以上児について個別の指導計画が策定されていない場合には、子ども・保護者等の意向が書面に記載され、指導計画に反映されているかを確認します。
 - 評価方法は、訪問調査において、指導計画の策定・実施のプロセス、責任及び役割分担体制の実態がどのようなになっているかを具体的に聴取したうえで、クラス等の指導計画、子ども数名分の指導計画、及びアセスメント票等を抽出して、書面の確認と担当者への聴取を行います。
 - また、アセスメントにもとづく指導計画が日常的な保育場面でどのように実施されているか、記録と職員からの聴取により確認します。
 - 3歳以上児は、一人ひとりの子どものアセスメントにもとづく指導計画の作成について評価します。
 - 全体的な計画の作成については、「A1 A-1-(1)-①」で評価します。

45 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。

【判断基準】

- a) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。
- b) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。
- c) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。

評価の着眼点

- ① 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。
- ② 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
- ③ 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。
- ④ 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分でない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。
- ⑤ 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、指導計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているか評価します。

(2) 趣旨・解説

○子ども一人ひとりに対する保育の質の向上を継続的に図るためには、作成した指導計画について、PDCAのサイクルを継続して実施することによって、恒常的な取組にしていかなければなりません。

○指導計画の評価・見直しに関する園として決定された手順が定められ、実施されている必要があります。評価・見直しを行う時期の設定や記録の方法、実施計画変更の手順と関係職員への周知の方法等が明示されていることが望めます。

○また、保育の実施状況が責任者に確実に伝わる仕組みが必要です。実施記録での保育の実施状況の確認や、担当者からの報告ルート等が、システムとして成立しており、責任者が総合的な視点で情報を管理している状態を求めています。

○指導計画の策定及び定期的な見直しが法令上求められる保育園はもとより、それ以外の園についても、適切な期間・方法で計画の見直しが行われているか、計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、保育を十分に提供できていない内容（ニーズ）など、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされて、保育の質の向上に結びつく積極的な取組がなされているかを評価します。

(3) 評価の留意点

○指導計画の見直しでは、目標そのものの妥当性や、具体的な支援や解決方法の有効性等について検証するとともに、変更に関する保護者の意向の確認と同意を得られているかが留意点です。

○定期的な評価結果に基づいて、必要があれば指導計画の内容を変更しているかどうかを、記録等と実施計画等の書面によって評価します。

○指導計画の定期的な評価・見直しが、法令上求められる園については、取り組みがなされていない場合には、法令違反となりますので、早急な改善・策定が求められることはいうまでもありません。

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

46 Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

【判断基準】

- a) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。
- b) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。
- c) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されていない。

評価の着眼点

- ①子どもの発達状況や生活状況等を、園が定めた統一した様式によって把握し記録している。
- ②個別の指導計画にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。
- ③記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。
- ④園における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
- ⑤情報共有を目的とした会議の定期的な開催の取組がなされている。
- ⑥コンピュータネットワークや記録ファイル等を通じて、園内で情報を共有する仕組みが整備されている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、子ども一人ひとりの保育の実施状況が適切に記録されるとともに、職員間で共有化されていることを評価します。

(2) 趣旨・解説

○子ども一人ひとりに対する保育の実施状況は、園の規定にしたがって統一した方法で記録される必要があります。記録は、職員の情報の共有化を図るとともに、指導計画の評価・見直しを行う際の基本情報となります。

○適切に記録されているとは、指導計画にそってどのようなサービスが実施されたのか、その結果として利用者の状態はどのように推移したか、について具体的に記録されていることを指します。

○また、記録のほか、子どもの状況等に関する情報の流れや共通化について、組織としての取組を評価します。

○子どもの状況等に関する情報とは、子どもの状況、保育の実施にあたり留意すべき事項、実施に伴う状況の変化、アセスメントや個別の指導計画の実施状況等、子どもに関わる日々の情報すべてを指します。

○共有化については、知っておくべき情報が職員に正確に伝わる仕組みが確立していることが必要です。その際、伝えてはならない情報、担当者で留めてよい情報と責任者等へ伝えるべき情報、他部門への伝達が必要な情報、速やかに伝えるべき内容と後日整理して伝えるべき内容等が的確に分別され、決められた方法によって伝達されていくことが求められます。

○情報の流れと共有化について組織的に管理することは、子どもの状態の変化や子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等に対して、速やかな対応を行うために欠かせないものです。

(3) 評価の留意点

○引継ぎや申送りは当然に行われていることとして捉え、園の特性に応じた共有化へのより積極的な取組を評価します。

○評価方法は、訪問調査において、子ども数名の個別の指導計画と、それに対する記録等の書面を確認します。また、子どもの状態等に関する情報に関する具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。

47 Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

【判断基準】

- a) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。
- b) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。
- c) 子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。

評価の着眼点

- ①個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報提供に関する規定を定めている。
- ②個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。
- ③記録管理の責任者が設置されている。
- ④記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
- ⑤職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。
- ⑥個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。

幼保連携型認定こども園の場合

参考) 府子本第315号 平成30年3月30日付け 内閣府子ども・子育て本部参事官(認定こども園担当)

幼保連携型認定こども園 園児指導要録の改善及び認定こども園こども要録の作成等に関する留意事項等(通知)
https://www8.cao.go.jp/shoushi/kodomoen/pdf/h300330/youroku_jikou.pdf

5 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園における認定こども園こども要録の作成等の留意事項

- ・認定こども園においては、作成した認定こども園こども要録の原本等について、その子どもが小学校等を卒業するまでの間(6年間)保存することが望ましいこと。
ただし、学籍等に関する記録(在園証明)については、20年間保存することが望ましいこと。
- ・個人情報の保護に関する法律第2条第5項に規定する個人情報取扱事業者に該当し、原則として個人情報を第三者に提供(小学校に送付)する際には本人の同意が必要となるが、学校教育法施行規則第24条第2項及び第3項、保育所保育指針第2章の4(2)ウに基づいて提供する場合においては、同法第23条第1項第1号に掲げる法令に基づく場合に該当するため、第三者提供について本人(保護者)の同意は不要であること。

保育園の場合

参考) 子保発0330 第2号 平成30年3月30日付け 厚生労働省子ども家庭局保育課長
保育所保育指針の適用に際しての留意事項について

(1) 保育所児童保育要録の取扱いについて

- 個人情報の保護に関する法律第2条第5項に規定する個人情報取扱事業者に該当し、原則として個人情報を第三者に提供（小学校に送付）する際には本人の同意が必要となるが、保育所保育指針第2章の4（2）ウに基づいて保育所児童保育要録を送付する場合には、同法第23条第1項第1号に掲げる法令に基づく場合に該当するため、第三者提供について本人（保護者）の同意は不要であること。
- 保育園においては、作成した保育所児童保育要録の原本等について、その子どもが小学校を卒業するまでの間（6年間）を保存することが望ましいこと。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、個人情報保護規程等の子どもの記録の管理について規定が定められるとともに、適切に管理が行われていることを評価します。

(2) 趣旨・解説

○利用者に関する記録の管理については、個人情報保護と情報開示の2つの観点から管理体制が整備される必要があります。

○園が保有する子どもや家族の情報は、個人的な情報であり、その流出は子どもや家族に大きな影響を与えることから、情報が外部に流出しない管理体制が必要となります。記録の保管場所や保管方法、扱いに関する規程、責任者の設置、保存と廃棄に関する規程等が必要です。

○個人情報保護については、平成29年5月に施行された「個人情報の保護に関する法律」の改正の内容とともに、個人情報保護委員会から公表された「ガイドライン」等への理解と、取組が求められます。

○とくに厳格な個人情報の管理が求められる特定分野には、個人情報保護委員会から、その分野についてのガイダンスが公表されています。ガイダンスの対象とならない福祉施設・事業所にあっても、その高い公益性を踏まえ可能な範囲でガイダンスに準拠した取組を行うことで保護者等からの信頼を得ていくことが大切です。

○一方、情報開示については、保護者等から情報開示を求められた際のルール・規程が必要です。情報開示の基本姿勢、情報開示の範囲、子ども・保護者への配慮等が求められます。

○ここでいう「記録の管理」とは、書面による管理に加え電子データによる管理も含まれます。電子データについては、取扱いや情報漏えい対策が十分になされることが必要です。

(3) 評価の留意点

○評価方法は、訪問調査において規程等の確認、実際の記録の保管状況、開示請求への対応、保存と廃棄の確認等を行います。

A章 教育・保育実践

A-1 教育・保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成

A1 A-1-(1)-① 園の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。

【判断基準】

- a) 全体的な計画は、園の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成している。
- b) 全体的な計画は、園の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成しているが、十分ではない。
- c) 全体的な計画は、園の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成していない。

評価の着眼点

- ① 全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、幼保連携型認定こども園要領などの趣旨をとらえて作成している。
- ② 全体的な計画は、園の理念、保育の方針や目標に基づいて作成している。
- ③ 全体的な計画は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して作成している。
- ④ 全体的な計画は、保育に関わる職員が参画して作成している。
- ⑤ 全体的な計画は、定期的に評価を行い、次の作成に生かしている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、園の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ、保育に関わる職員の参画により、全体的な計画を作成しているかを評価します。また、全体的な計画の評価・改善の状況について評価します。

(2) 趣旨・解説

○保育は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携のもとに、子どもの状況や発達過程をふまえて、園における環境を通して、養護と教育を一体的に行うことを特性としています。

○全体的な計画は、園保育の基本であり、入所しているすべての子どもを主体とし、発達過程を踏まえ、園での生活を通して総合的に展開されるものです。入所期間に、保育の目標を達成することができるよう全体的かつ一貫性のある計画であり、施設長の責任の下、保育に関わる職員の参画により創意工夫して作成されるものです。

○全体的な計画の作成により、園全体で組織的・計画的に保育に取り組むこと、一貫性・連続性のある保育実践を展開することが期待されています。

○全体的な計画は、以下の事項を踏まえ編成されなければなりません。

- ・ 児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法に示されている理念などをふまえ、幼保連携型認定こども園要領に基づき作成されている。
- ・ 園の理念、保育の方針や目標に基づいて作成されている。
- ・ 地域の実態、子どもと家庭の状況や保育時間などを考慮し、子どもの発達過程に応じて、長期的見通しをもって作成されている。
- ・ 子どもの生活の連続性、子どもの発達の連続性に留意している。
- ・ 上記を踏まえ、園がそれぞれの特色を生かし創意工夫し、保育が実践できるよう作成している。

○園の指導計画は、全体的な計画に基づき作成します。全体的な計画と指導計画による保育実践の振り返り、記録等を通して全体的な計画の評価を行い、次の作成に生かしていくことが必要です。

(3) 評価の留意点

○園の理念、保育の方針が明文化されていない場合には、「c」評価とします。ただし、園の理念、保育の方針を全体的な計画には記載せず、別に定めている園もあります。

○全体的な計画の作成方法を確認するとともに、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態をどのように捉え全体的な計画に反映しているか、さらに、全体的な計画の評価・改善の状況について確認します。

○本評価基準では、全体的な計画の作成について評価を行い、全体的な計画に基づく指導計画の作成は、「42 III-2-(2)-①」で評価します。

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

A2 A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。

【判断基準】

- a) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。
- b) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。
- c) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。

評価の着眼点

- ①室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持している。
- ②園内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。
- ③家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。
- ④一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。
- ⑤食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。
- ⑥手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、清潔で安全な環境を基本として、生活の場として子どもたちが安心して、くつろぎ、心地よく過ごすことのできる環境を構成する取組・工夫について評価します。

(2) 趣旨・解説

○園における保育の基本は、環境を通して、養護と教育が一体的に展開されることであり、計画的に保育環境を構成していくことが重要です。

○保育の環境には、保育教諭や子どもなどの人的環境、自然や社会事象などもあり、それらが総合的に構成されるものです。

○本評価基準では、生活にふさわしい場として、子どもが安心してくつろぎ、心地よく過ごすことができるよう、園内外の設備・用具等が創意工夫をもって整備されているかとの観点で評価します。

○園は、子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場であることが求められており、子どもの生活が安定し、活動が豊かなものになるように、環境を構成し、工夫して保育を行うことが大切です。

- 室温、湿度の調整、換気、部屋の明るさ、音や声の大きさなどに配慮し、心身の健康と情緒の安定が図れるよう保育環境を整えます。また、乳幼児は、心身が未熟で抵抗力が弱いため、常に清潔な環境を保つことも必要です。
- 家具や遊具の素材・配置等により、子どもたちが安心してくつろげる環境を構成し、環境を生かし工夫して保育を行います。
- 食事、睡眠、排泄等の空間が、子どもの発達過程を踏まえ、心地よいものとなるよう整備されていることも必要です。

(3) 評価の留意点

- 園がどのような環境づくりを目指して整備を図っているのかを捉えたうえで、具体的な取組を確認します。
- 子どもが、清潔かつ安全で、安心感をもって生活できるよう、環境を整える取組や工夫、環境を通した保育実践について確認します。
- 建物・設備、備品の整備状況といった観点とともに、子どもが心地よく安心して過ごすことのできる環境を、園の工夫・取組によりどのように構成しているかについて評価します。

A3 A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。

【判断基準】

- a) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。
- b) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っているが、十分ではない。
- c) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っていない。

評価の着眼点

- ①子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、尊重している。
- ②子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。
- ③自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。
- ④子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。
- ⑤子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。
- ⑥せかさす言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、一人ひとりの子どもの理解を深め受容することにより、子どもの状態に応じた保育や援助が行われているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

○子どもの最善の利益を考慮し、心身ともに健やかな子どもを育てるために子どものあるがままの姿を受け止め、きめ細やかな関わりや援助をしていくことが必要です。そのためには、子どもを理解することが重要です。

○子どもを受容していくためには、家庭環境や生活リズム、一人ひとりの子どもの発達等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、職員間で共通理解を深めておく必要があります。

○子どもが安心して関わることができる保育士等の存在が、子どもの安定した生活を支えています。子どもの欲求や気持ちにこえて優しく対応することにより、子どもは心地よくなる喜びとともに、自分の働きかけによって応じられた行為の意味を感じ取ることができます。

○子どものゆったりとしたくつろいだ時間の流れは、保育士等の援助・配慮により支えられています。「早くしなさい」とせかす言葉や「ダメ」、「いけません」など制止させる言葉を不必要に用いないように配慮する必要があります。

(3) 評価の留意点

○子どもの発達過程や家庭環境など一人ひとりの子どもの状態を十分把握したうえで記録し、職員間で共有するための取組について確認します。

○指導計画などに、一人ひとりの子どもを受容するための援助内容が書かれていることを確認します。

○観察や記録において、気になる場面や対応については、①子どもの内面や状況を理解しているか、②保育教諭がどのような配慮をしているか、といった点に留意して、その援助の内容を確認します。

A4 A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、
援助を行っている。

【判断基準】

- a) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。
- b) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、
十分ではない。
- c) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。

評価の着眼点

- ①一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう
配慮している。
- ②基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を
行っている。
- ③基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を
尊重している。
- ④一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。
- ⑤基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、子どもが自分でやろうとする気持ちを育み、子どもたちが健康で安全な生活に必要な
基本的な生活習慣（食事、排泄、睡眠、着脱、清潔など）を身につけることができる環境整備と援助の
取組について評価します。

(2) 趣旨・解説

○保育所における生活の中で、子どもの発達状況等に応じて、食事、排泄、衣類の着脱、身の回りを清潔
にすること、適度な運動と休息をとることなどを身につけていくことが重要です。

○生活習慣の取得は、急がせることなく、一人ひとりの子どもにとって適切な時期に援助していくことが
大切です。子どもに分かりやすい方法・やり方などを示し、自分でできた達成感を味わえるように援助
します。

○保護者との情報交換を行い、一人ひとりの子どもの家庭での生活状況や生活リズムを考慮することが大
切です。

○基本的な生活習慣を身につける過程において、子どもが自分でやろうとする気持ちを育む工夫についても評価します。おもしろをしたときなどは、子どもの心を傷つけないよう援助・配慮をすることが必要です。

○自分の健康に関心を持ち、病気の予防や健康増進のための習慣や態度を身につけられるよう、基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように工夫し援助することが大切です。

(3) 評価の留意点

○一人ひとりの子どもにとって、発達に応じた適切な時期に、子どもが自分でやろうとする気持ちを育み、基本的な生活習慣の習得ができるよう環境を整え、援助が行われているかを確認します。

○一人ひとりの子どもの家庭環境等に配慮した環境整備と援助の取組について確認します。

○排泄・着替え等の生活場面におけるプライバシー保護については、「29 Ⅲ-1-(1)-②」で評価します。

A5 A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。

【判断基準】

- a) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。
- b) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開しているが、十分ではない。
- c) 子どもが主体的に活動できる環境の整備や、子どもの生活と遊びを豊かにする保育が展開されていない。

評価の着眼点

- ①子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境を整備している。
- ②子どもが自発性を発揮できるよう援助している。
- ③遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。
- ④戸外で遊ぶ時間や環境を確保している。・・・ 時間（分）、環境（場所）
- ⑤生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係が育まれるよう援助している。
- ⑥子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。
- ⑦社会的ルールや態度を身につけていくよう配慮している。
- ⑧身近な自然とふれあうことができるよう工夫している。
- ⑨地域の人たちに接する機会、社会体験が得られる機会を設けている。
- ⑩様々な表現活動が自由に体験できるよう工夫している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びが豊かに展開される保育の取組・工夫について評価します。

(2) 趣旨・解説

○子どもが自発的、意欲的に関われるような環境を構成し、子どもの主体的な活動や子ども相互の関わりを大切にする保育が、生活や遊びを通して総合的に行われることが重要です。

○子どもが主体的に活動するためには、第一に子どもが自らしてみようとする気持ちを受け止めること、第二に安心して挑戦していくことができるように働きかけること、第三に子どもが自らやり遂げたことを受け止めて子どもの満足感や達成感を共有することが重要です。

○生きていくうえで必要な身体的な発達の基盤をなすのが乳幼児期です。子どもたちが進んで戸外に出て、十分に体を動かすことができるよう、適切な時間や環境を整備することが必要です。

○友だちと協同で活動できるような環境や援助が必要です。一人でじっくりと取り組める環境のほか、子どもが友だちと協同して遊びや活動ができる機会を提供するなど、友だち同士のやりとりを促すような保育環境を整えるとともに、保育教諭等が子ども同士の活動をつなぐような援助が大切です。

○様々な人間関係として、クラスの友だち以外にも異年齢児や保育所の中の大人、地域の方との関わりなど、豊かな人との関わり場の場や機会が設定されているかどうかも重要です。

○生活環境の変化から、子どもたちは身近な自然に触れたり、様々な人と関わったりすることが難しくなっています。たとえ自然環境が豊かな地域に住んでいても、積極的に自然と関わるためには、これまで以上に保育士等の配慮が必要です。物理的にあまり豊かとは言えない環境においても、子どもたちが主体的に自然や社会に関わることができるように工夫することによって、その効果を最大限にすることが求められます。

○豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにするため、経験したこと、感じたこと、考えたことなどを自由に表現できる環境の整備や機会の提供により、援助することが必要です。

(3) 評価の留意点

○3歳以上児などの発達に応じ、子どもが主体的・自発的に活動できる環境を整え、保育が行われているかを確認します。

○一日の保育のなかで、子どもが主体的に生活と遊びができるための工夫が、どのように行われているかを確認します。

○集団保育や異年齢保育、個別対応など、それぞれの場面で主体的に活動できる環境をどのように設定し、保育を行っているかを確認します。

A6 A-1-(2)-⑤ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。

評価の着眼点

- ① 3歳児の保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育教諭等が適切に関わっている。
- ② 4歳児の保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育教諭等が適切に関わっている。
- ③ 5歳児の保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育教諭等が適切に関わっている。
- ④ 子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮がされている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、3歳以上児の保育における、養護と教育が一体的に展開される適切な環境の整備と保育の内容・方法の取組について評価します。

(2) 趣旨・解説

○幼保連携型認定こども園要領では、3歳以上児の保育に関するねらい及び内容について、「健康、人間関係、環境、言葉、表現」の5領域による記載がなされており、こうした視点のもとに保育が計画的に行われる必要があります。

○3歳以上児（3・4・5歳児等）の保育は、以下の事項に配慮して行う必要があります。

- ・ 基本的な習慣や態度を身につけることの大切さを理解し、適切な行動を選択できるように配慮する。
- ・ 子どもの情緒が安定し、自己を十分に発揮して活動することを通して、やり遂げる喜びや自信を持つことができるように配慮する。
- ・ 遊びの中で、全身を動かして意欲的に活動することにより、身体の諸機能の発達が促され、興味や関心が戸外にも向くように配慮する。

- けんかなど葛藤を経験しながらしだいに相手の気持ちを理解し、相互に必要な存在であることを実感できるように配慮する。
- 生活や遊びを通して、決まりの大切さに気づき、自ら判断して行動できるように配慮する。
- 自然との触れ合いにより、豊かな感性や認識力、思考力及び表現力が培われ、自然との関わりを深めるように工夫する。
- 自分の気持ちや経験を自分なりの言葉で表現することの大切さに留意し、子どもの話しかけに応じるよう心がける。また、子どもが仲間と伝え合ったり、話し合うことの楽しさが味わえるように配慮する。
- 感じたこと、思ったこと、想像したことなどを、様々な方法で創意工夫を凝らして自由に表現できるよう、環境の設定に留意する。
- 園の保育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに留意し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにする。

○3歳から就学前までの子どもの保育は、その発達的特徴を踏まえ、一人ひとりの子どもの育ちに合わせ、基本的な生活習慣の定着を図るとともに、友だちや他の人々との関わりが深まり、ものごとへの関心を高めていくことができるよう、配慮することが必要です。

○幼保連携型認定こども園要領に示される内容（健康・人間関係・環境・言葉・表現）を、生活と遊びを通して総合的に身につけられるよう計画を立て、実践することが求められます。

○集団の中で安定して過ごすことができるようになることから、自己を十分発揮できるようになる段階を経て、友だちと協力して何か一つのことをやり遂げる、協同的な活動ができる段階に至るよう、保育環境を整え援助することが重要です。

(3) 評価の留意点

○3歳以上児の発達に応じた、保育室の環境と保育教諭の一人ひとりの子ども・集団への関わり等の保育内容を確認します。

○3歳以上児の発達過程に応じて、養護と教育の一体的な保育の取組の全体構成を明確にし、保育実践に取り組んでいるか確認します。

A7 A-1-(2)-⑥ 障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

【判断基準】

- a) 障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 障がいのある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 障がいのある子どもが安心して生活できる環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。

評価の着眼点

- ①建物・設備など、障がいに応じた環境整備に配慮している。
- ②障がいのある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。
- ③計画に基づき、子どもの状況と成長に応じた保育を行っている。
- ④子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。
- ⑤保護者との連携を密にして、園での生活に配慮している。
- ⑥必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。
- ⑦職員は、障がいのある子どもの保育について研修等により必要な知識や情報を得ている。
- ⑧園の保護者に、障がいのある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、障がいのある子どもが安心して生活できる環境の整備と保育の内容・方法の取組について評価します。

(2) 趣旨・解説

○障がいのある子どもの保育は、一人ひとりの子どもの発達過程や障がいの状態を把握し、適切な環境の下で、障がいのある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう指導計画の中に位置づけること、また子どもの状況に応じた保育を実施するため、家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなど適切な対応が求められています。

○建物・設備などは、障がいに応じて整備する必要があります。また、保育環境の工夫等により落ち着いて安心して過ごすための配慮が必要です。

○障がいのある子ども一人ひとりの状態を的確に把握し、安定して生活を送る中で、子どもが自己を十分に発揮できるよう長期的な見通しをもって保育を行います。そのため、個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけておくことが大切です。

○個別の指導計画を作成し、子どもの発達状況や課題等について保護者と情報を共有し、共通認識を持つよう努めることが重要です。その際、医療機関や専門機関による療育方針・方法を共有する、専門機関の療育を受けていない場合には、必要に応じて紹介をするといった取組も必要です。

○必要に応じて、医療機関や専門機関と連携を図ることは、障がいのある子どもの発達を支えるうえでも、子どもの状態に応じた保育を行ううえでも重要です。

○職員が、障がいのある子どもの保育に関して必要な知識や情報を得るために、研修を受けたり、園全体で定期的に話し合う機会を設けるなどの取組を組織的に行うことも重要です。

○園の保護者全体に対して、障がいのある子どもの保育について理解を深める取組も必要です。

(3) 評価の留意点

○保育環境、保育教諭の関わりと友だちとの関わり、活動等の保育内容および職員の研修状況等について、個別の指導計画や記録等と職員からの聴収等により確認します。

○保護者の思いや不安などについて、保育教諭等が相談・援助していることや、プライバシーに配慮していることなどの取組を確認します。

○障がいのある子どもが入所していない園もありますが、障がいの診断を受けていないが配慮を必要とする子どもが入所していたり、入所後に保育教諭が発達の課題に気づくこともあります。その際に、どのように保育・援助を行っているのかについても評価の対象とします。

○行政や関係機関等との協力・連携が図られている場合には、その具体的な方法についても確認します。

A8 A-1-(2)-⑦ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

【判断基準】

- a) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。

評価の着眼点

- ① 1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。
- ② 家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。
- ③ 子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるよう配慮している。
- ④ 年齢の異なる子どもと一緒に過ごすことに配慮している。
- ⑤ 子どもの在園時間や生活リズムに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。
- ⑥ 子どもの状況について、保育教諭間の引継ぎを適切に行っている。
- ⑦ 担当の保育教諭と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、それぞれの子どもによって在園時間が異なることや、長時間にわたる保育を考慮した環境の整備と保育の内容・方法の取組について評価します。

(2) 趣旨・解説

○長時間にわたる保育では、子どもがくつろいで安心して心地よく過ごすことのできる環境が大切です。そのため、保育室の環境、保育の内容、職員体制、保護者との連携などに配慮が必要です。

○子どもの発達過程、生活のリズムや在園時間及び心身の状態に十分配慮して、保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などを指導計画に位置づけることが必要です。

○夕方以降の時間帯においては、子どもが一日の疲れを感じている時間であり、保育室が変わったり、年齢の異なる子どもと一緒に過ごすなどの環境の変化があります。家庭的でゆったりと過ごすことのできる環境や保育教諭等の関わりが必要です。

- 在園時間の長い子どもに対しておやつや軽食を提供する場合は、子どもの生活リズムを視野に入れ、1日の食事の時間や量・内容などを保護者と情報交換し、献立について配慮することも必要です。
- 保育教諭間で一人ひとりの子どもの状況について共通理解を図るとともに、引き継ぎの際には、保育教諭間での正確な情報の伝達により、子どもや保護者が不安を抱くことがないような取組が必要です。
- 在園時間が長い場合においては、家庭との緊密な連携により、子どもの生活の様子や育ちの姿を伝え合い、子どもの思いや1日の全体像について理解を共有するなどの取組も大切です。また、保護者の心身の状況にも配慮する必要があります。

(3) 評価の留意点

- 指導計画等に長時間保育についての位置づけがされていることを確認するとともに、在園時間の長い子どもに配慮した環境の整備や保育内容・方法、保育教諭間の引継ぎ、保護者との連携がどのように実施されているか等について確認します。
- 保護者の仕事上の都合等で、保育時間が予定よりも長くなった場合の子どもへの対応についても確認します。
- 本評価基準に言う「在園時間が長い保育」とは「延長保育事業」に限らず、通常の保育が長時間にわたることも含みます。

A9 A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。

【判断基準】

- a) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。
- b) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。
- c) 小学校との連携や就学を見通した計画、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮をしていない。

評価の着眼点

- ① 計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた保育が行われている。
- ② 子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。
- ③ 保護者が、小学校以降の子どもの生活について見通しを持てる機会が設けられている。
- ④ 保育教諭等と小学校教員との意見交換、合同研修を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。
- ⑤ 施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、幼保連携型認定こども園要録を作成している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、小学校との連携や就学を見通した保育がどのように行われているか、計画・内容・方法と、保護者との関わり方の取組について評価します。

(2) 趣旨・解説

○園での生活や遊びの中で積み重ねられてきた子どもの様々な育ちが、小学校以降の生活や学びへとつながっていくよう保育内容の工夫を図ることが大切です。

○保育内容は、学びに向かう際に基礎となる自尊感情を育むこと、友だちと一緒に学ぶための社会性を培うこと、知る楽しみや好奇心を大切にすることなどが基本です。活動の中で文字や数等を扱う場合でも、生活と遊びを通して、自然に子どもたちに認識されるよう配慮することが必要です。

○園の子どもが、小学校を訪問したり、小学生との交流をする機会等を設けて、子どもが小学校の生活に対する見通しを持てるようにすることも重要です。

○保育教諭等が小学校教員等と合同で研修したり、行政及び他の専門職も含めた地域の連絡会を設けたりするなど、連携を図ることも重要です。

○保護者の就学への不安を取り除き、期待と見通しが持てるような取組も必要です。

○園から就学先の小学校に、子どもの育ちを支える資料「幼保連携型認定こども園要録」を送付することになっています。要録は、園での子どもの育ち・発達の状況を的確に記録するとともに、子どもの良さや全体像が伝わるように工夫する必要があります。また、保護者の思いを踏まえて記載する必要があります。

(3) 評価の留意点

○指導計画等に小学校との連携や就学に向けた取組が記載されているか、子どもの好奇心に応え、友だちと興味関心にそった協同的な活動に取り組んでいるか、保護者に対して小学校以降の生活を見通せるような関わりを持っているかなどの取組を評価します。

○小学校や行政の担当者との具体的な連携方法・内容について確認します。

○配慮を必要とする子どもに関する連携とともに、就学するすべての子どもについて、どのような計画のもと保育が行われているか、それによる子どもの成長について、小学校と共有しているか等の取組を確認します。

参 考)

国立教育政策研究所 接続カリキュラム（各自治体へのリンク）

https://www.nier.go.jp/youji_kyousei_kenkou_center/information.html#i1

① 就学前教育カリキュラム改訂版 東京都教育委員会作成 平成30年3月

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/document/pre_school/leiflet_handbook.html#moku6

② 福井県幼児教育支援センター 学びをつなぐ 希望のバトン カリキュラム（平成31年3月改訂版）

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/gimu/youjikyousei/hoyoushou.html>

③ 横浜市 接続期カリキュラム情報（アプローチカリキュラム）の実施をサポート

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyousei/hoiku-yoji/shitukoujou/renkei/20170216154302.html>

A10 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。

【判断基準】

- a) 子どもの健康管理を適切に行っている。
- b) 子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。
- c) 子どもの健康管理を適切に行っていない。

評価の着眼点

- ①子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。
- ②子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。
- ③子どもの保健に関する計画を作成している。
- ④一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。
- ⑤既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。
- ⑥保護者に対し、保育園の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。
- ⑦職員に乳幼児突然死症候群（SIDS）に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。
- ⑧保護者に対し、乳幼児突然死症候群（SIDS）に関する必要な情報提供をしている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、子どもの健康管理に関する園の実施体制の整備と、それにもとづく適切な健康管理の取組について評価します。

(2) 趣旨・解説

○子どもの健康と安全の確保は、園での生活の基本です。そのためには、一人ひとりの子どもの健康状態、発育・発達状態に応じて、子どもの心身の健康の保持増進を図る必要があります。また、園は、子どもが集団で生活する場であり、一人ひとりの子どもに加えて、集団の子どもの健康と安全の確保に努めなければなりません。

- 健康管理は、一人ひとりの子どもの健康状態と集団の状況に応じて日々、丁寧に実施することが大切であり、組織として子どもの健康管理に関する基本的なマニュアルを整備し、それぞれの職員が必要な知識等を習得しておくことが必要です。
- 子どもの保健に関する計画（保健計画）を作成し、発育・発達に適した生活を送ることができるよう援助します。
- 子どもの健康管理においては、保育教諭と看護師、調理員・栄養士等の職員ならびに嘱託医との連携が不可欠であり、一人ひとりの子どもの健康状態等の必要な情報の共有、実施体制を定めて施設長が責任者となり組織的に取り組むことが必要です。
- 園での健康で安全な生活には、保護者との協力は不可欠です。常に密接な連携を図り、子どもの健康状態に関わる情報共有が適切に行われるよう心がける必要があります。
- 保護者から、家庭での生活状況、既往症や予防接種の接種状況、乳幼児健診等子どもの健康状態に関する情報を得られるような取組が必要です。
- 園における子どもの健康に関する方針や取組について、保護者に周知するとともに、子どもの健康に関する必要な情報提供を行うことが大切です。
- 乳幼児突然死症候群（SIDS）は、それまで元気だった乳幼児が、事故や窒息ではなく眠っている間に突然死亡してしまう病気です。原因はまだわかっていませんが、園では、寝かせつけの際には、うつぶせ寝をさけ、睡眠時にチェック表を利用して乳幼児の様子を把握するなど、十分な配慮が必要です。

(3) 評価の留意点

- 健康管理に関するマニュアル、計画、記録等により、健康管理の実施体制・実施状況を確認します。
- 園と家庭で情報共有しながら、子どもの健康の保持に努めている状況を確認します。
- 一人ひとりの子どもの健康状態について、職員間でどのように情報共有を図っているかを確認します。

A11 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。

【判断基準】

- a) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。
- b) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映しているが、十分ではない。
- c) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映していない。

評価の着眼点

- ①健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。
- ②健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、保育が行われている。
- ③家庭での生活に生かされ、保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準では、健康診断・歯科健診の結果について職員へ周知し園における保育に反映させる取組、および保護者が子どもの状態を理解し、日常生活に生かせるよう保護者への連絡を行っているかについて評価します。

(2) 趣旨・解説

- 健康診断・歯科健診は、一人ひとりの子どもの発育・発達状態や健康の状態を知り、日々の健康管理に有効に活用することが大切です。そのためには、記録を残すとともに、子どもの健康増進、又は受診、治療のために、保護者とも連携して進めていく必要があります。
- 診断結果によっては、嘱託医、保護者と連携し適切な援助が受けられるよう、市町村や保健・医療の関係機関と連携を図ることが必要です。
- 歯科健診については、歯と口の健康が生涯の心身の健康に影響することから、健診のみではなく、歯磨き指導や食生活を含めた心身の健康教育を計画するなど保護者や子どもに関心が持てるよう援助することも大切な取組です。

(3) 評価の留意点

- 健康診断・歯科健診の結果の保育内容への反映、家庭での生活につなげるための保護者との連携の取組について確認します。
- 健康診断・歯科健診結果の職員間での情報共有方法について確認します。
- 診断結果に基づいて、嘱託医や医療機関と連携を図っている場合、記録を確認します。

A12 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。

【判断基準】

- a) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。
- b) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っているが、十分ではない。
- c) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、適切な対応を行っていない。

評価の着眼点

- ① アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(2019年)をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
- ② 慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
- ③ 保護者との連携を密にして、園での生活に配慮している。
- ④ 食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。
- ⑤ 職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要な知識・情報を得たり、技術を習得している。
- ⑥ 他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもに対し、医師からの指示を得て、適切な対応を行うための取組について評価します。

(2) 趣旨・解説

○アレルギー疾患、慢性疾患等の子どもの保育にあたっては、医師(かかりつけ医、専門医等)および保護者との連絡を密にして、病状の変化や保育の制限等について全職員が共通理解をもち、子どもの状況に応じた保育ができるよう、組織的に対応する体制が必要です。

○アレルギー疾患については、厚生労働省が示している「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」の内容を理解し、組織的に対応を図ります。

○アレルギー対策等は、緊急を要することも多く、施設長のリーダーシップの下に、園における緊急対応マニュアルの作成や保健に関する計画などのもと管理・運営を行うことが必要です。

○アレルギー疾患においては誤食等により死に至ることもあるため、入所前に保護者から十分な聴き取りを行うほか、日ごろから医師（かかりつけ医、専門医等）との連携を図ることや、記録方法の配慮等、適切な対応策を講じておくことが重要です。

○他の子どもや保護者が、アレルギー疾患や慢性疾患等について、正しく理解できるよう留意することが必要です。

(3) 評価の留意点

○マニュアル、計画、記録等により、アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもの保育の状況や緊急時の対応方法・体制等を確認します。

○園と保護者との連携状況を記録により確認します。

○アレルギー疾患、慢性疾患や具体的な対応等について、職員に対し研修等の機会を設けているかを確認します。

保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（2019年改訂版）参照

<https://www.mhlw.go.jp/content/000511242.pdf>

A-1-(4) 食事

A13 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。

【判断基準】

- a) 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。
- b) 食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。
- c) 食事を楽しむことができる工夫をしていない。

評価の着眼点

- ①食に関する豊かな経験ができるよう、保育の計画に位置づけ取組を行っている。
- ②子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。
- ③子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。
- ④食器の材質や形などに配慮している。
- ⑤個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。
- ⑥食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。
- ⑦子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。
- ⑧子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、子どもが食事を楽しむことができる環境の整備と取組・工夫、家庭との連携について評価します。

(2) 趣旨・解説

○園における食育は「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うために、毎日の生活と遊びの中で、自らが意欲をもって食に関わる体験を積み重ね、食べることを楽しみ、大人や仲間などの人々と楽しみ合う子どもに成長していくことが期待されています。

○乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育の計画を作成し、保育の計画に位置づけ、その評価及び改善に努めることが求められます。

○発達にあった調理方法や栄養のバランスはもとより、食育の観点から食生活習慣の確立、栄養・食への関心、心の健康づくりという目的に応じて一人ひとりの子どもに配慮することが大切です。

○子どもが、楽しく落ち着いて食事をするためには、以下のような食事環境の整備や工夫が求められます。

- 食事をする部屋は、衛生的で温かな親しみとくつろぎの場となるようにする。
- 子どもの発達に応じたテーブル・椅子・食器・食具等の配慮をする。
- 友だち、保育士、地域の人々や保護者など一緒に食事をする人の構成に配慮する。
- 時には戸外で食べるなどの食事のスタイルの工夫をする。
- 食事をつくるプロセス、調理をする人の姿に触れることができるようにする。

○自分にちょうどよい食事の量は、3歳頃から徐々に判断できるようになります。自分の適量を知る経験を積み重ねていくことが必要です。また苦手なものでも自分で選んだ量は、自分にあった量として前向きな気持ちで受け止め食べることができます。「残さず全部食べた」という達成感により、食に対する前向きな気持ちを育むことが大切です。

○食事の準備や片づけ、子どもが食材に触れる体験、栄養と健康に関する体験等、子どもが「食」について関心を深めるための取組が必要です。

○家庭の食生活との関係に十分配慮しながら、園における食生活の充実を図ることも必要です。

○保護者に対しては、以下のような園での子どもの食事の様子や園の食育の取組を伝えるなど、食を通じた支援も大切な取組です。

- 提供した食事の写真やサンプルを掲示し、その日の献立や量を保護者に知らせる。
- 乳幼児期の「食」の大切さを保護者に伝える取組。
- レシピの提示、試食会などにより、栄養・味付け・食べ方など園で配慮している事項への関心を促す取組。
- 保護者からの食に関する相談への対応。

(3) 評価の留意点

○食育、食に関する取組が、保育内容の一環として保育の計画（全体的な計画・指導計画）に位置づけられていることを確認し、子どもが食事を楽しむことができる工夫・取組を確認します。

○評価にあたっては、訪問調査時に子どもたちの食事の様子を観察することも有効です。

○食事が、子どもたちにとって楽しみなものとなるように検討する機会をもっているかを確認します。

【判断基準】

- a) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。
- b) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。
- c) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。

評価の着眼点

- ①一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。
- ②子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。
- ③残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。
- ④季節感のある献立となるよう配慮している。
- ⑤地域の食文化や行事食などを取り入れている。
- ⑥調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。
- ⑦衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供するための献立や調理等の工夫、衛生管理の取組について評価します。

(2) 趣旨・解説

○食事は、子どもの身体的成長の基本であり、一人ひとりの子どもの発達状況や家庭での生活状況、健康状態等を把握し、おいしく安心して食べることのできる食事を提供することが必要です。

○園での食事の提供は、食育に位置づけられていることから、食事の提供を含む食育の計画を**作成**する必要があります。

○子どもの嗜好、喫食状況などを把握し、メニューや調理方法などを工夫し、子どもにとっておいしく魅力のある食事となるよう評価・改善を行うことが必要です。

○旬の物や季節感のある食材を使ったり、行事食を提供するなど、季節感のある献立となるよう工夫することが大切です。

○地域の様々な食文化等に関心をもつことができるよう、食事内容や行事等の内容に配慮することが必要です。

○調理員・栄養士等の献立の作成や調理に直接携わる職員が、子どもの食事の様子を見たり、一緒に食事をしたり、子どもたちの話を聞いたりして、食事の進み具合や食べ方、表情や感想、食事の雰囲気等を確認することは、提供する食事の評価・改善を行ううえで大切な取組です。

○子どもが安心して安全に食べることのできる食事を提供するために、園内の衛生管理の体制を整備することは最低限の義務であり、保育の質の向上を図るうえで積極的に取り組むことが必要です。

○衛生管理の体制確立は、施設長が明確な目的意識のもとにリーダーシップを発揮し、組織的、継続的に取り組むことが必要です。

○衛生管理を目的としたマニュアル等を整備し、組織内の体制を確立し実行していくことは、職員全体で意識を向上させていくうえでも大切なことです。

(3) 評価の留意点

○子どもがおいしく安心して食べる食事を提供するための献立の作成や調理の工夫等について具体的取組を確認します。

○評価にあたっては、訪問調査時に子どもたちの食事の様子を観察することも有効です。

○衛生管理のマニュアルは、園の状況に応じて保育園独自に作成することが望ましいものですが、自治体が作成したもの、またはそれに準じたものを活用していることも園の取組として評価します。

○食物アレルギーや慢性疾患等のある子どもへの対応については、「A14 A-1-(3)-③」で評価します。

大量調理施設衛生管理マニュアル（最終改正：平成 29 年 6 月 16 日付け 生食発 0616 第 1 号）

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzentu/0000168026.pdf>

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携

A15 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。

【判断基準】

- a) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。
- b) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。

評価の着眼点

- ①連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。
- ②保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。
- ③様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援をしている。
- ④家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、子どもの発達や保育の意図などについて保護者等の理解を得ることにより、子どもの生活を充実させるための家庭との連携の取組について評価します。

(2) 趣旨・解説

○家庭との適切な連携を図り保育を行っていくためには、子どもの発達過程や保育の方針や意図について保護者との相互理解を図ることが重要です。また、家庭の状況に応じ、保護者とあわせ家族との連携が必要な場合もあります。

○園の保育の方針や全体的な計画の内容、日々の保育の意図などについて、入所時、日々の送迎の際の対話や連絡帳、行事、懇談会などの機会をとらえ、保護者が理解しやすい方法で伝えていくことが大切です。

○保育実践の場に保護者が参加することも大切です。保育を観るだけの保育参観に対して、保育参加は直接子どもとふれあい、働きかける機会です。子どもからの反応も直接的に実感できることから、保護者が保育の意図を理解したり、子どもの発達や育児をともに考える良い機会です。

○園と保護者との情報交換の内容には、関係職員全員で共通理解としておくべき内容も多く記録が必要です。内容に応じ、指導計画に反映させることが必要です。

○記録にあたっては、どのような内容は記録に残さなければならないかといった基準を明確に定めているか、さらに記録する内容について職員間で標準化するように取り組むことが大切です。

(3) 評価の留意点

○日常的な情報交換の状況、子どもの発達や保育の意図などについて保護者と相互理解を図るための取組について確認します。

○保護者会や保護者懇談会、保育参加等、保護者と直接関わる機会を用意しているかを確認します。

○子どもや保護者の状況や意向を踏まえた指導計画の作成については、「42 Ⅲ-2-(2)-①」で評価します。

A-2-(2) 保護者等の支援

A16 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。

【判断基準】

- a) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。
- b) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。
- c) 保護者が安心して子育てができるようにするための支援を行っていない。

評価の着眼点

- ① 日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。
- ② 保護者等からの相談に応じる体制がある。
- ③ 保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。
- ④ 園の特性を生かした保護者への支援を行っている。
- ⑤ 相談内容を適切に記録している。
- ⑥ 相談を受けた保育教諭等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、保護者が安心して子育てすることができるようにするための園の保護者支援の取組について評価します。

(2) 趣旨・解説

○保護者に対する支援は、園の重要な役割です。園における様々な場面を活用しながら一人ひとりの保護者の状況に応じた支援が必要です。

○園における保護者の個別的な支援は、個々の保護者の思いや意向、要望、不安や悩みなどに対して、保育教諭等の知識・技術など保育の専門性をもって行います。内容によっては、ソーシャルワークやカウンセリング等の知識や技術を援用する必要があります。

○具体的には、様々な場面で保護者の子育ての相談に応じたり、個別面談など個別の支援の機会を設ける等の取組について評価します。

○園と保護者との相談内容を記録し、必要に応じ関係職員で共通理解を図ることが必要です。

○主たる援助者となる保育教諭を、施設長、主幹保育教諭、他の保育教諭等が役割分担し支援する必要があるため、組織として保護者を支援する体制づくりが必要です。

(3) 評価の留意点

○園における保護者支援の組織的な取組、相談対応の体制や状況等について確認します。

○保護者にとって、子育て支援に有効な機関等の情報提供の方法について確認します。

○保護者や子どもの現状や相談内容と支援の状況を記録しているか、また、どのように職員間で共有しているかを確認します。

○なお本評価基準では、園を利用する保護者への支援について評価します。園を利用していない地域の子育て家庭への支援については、「26 II-4-(3)-①」「27 II-4-(3)-②」で評価します。

A17 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。

【判断基準】

- a) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。
- b) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。
- c) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。

評価の着眼点

- ①虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。
- ②虐待等権利侵害の可能性があると職員が感じた場合は、速やかに園内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。
- ③虐待等権利侵害となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。
- ④職員に対して、虐待等権利侵害が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、虐待等権利侵害に関する理解を促すための取組を行っている。
- ⑤児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。
- ⑥虐待等権利侵害を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。
- ⑦マニュアルにもとづく職員研修を実施している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、在園児に限らず、家庭での虐待等権利侵害を受けていると疑われる子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防のための取組について評価します。

(2) 趣旨・解説

○児童虐待防止法第5条では、「学校、児童福祉施設、病院、都道府県警察、婦人相談所、教育委員会、配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、警察官、婦人相談員その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない」と規定されています。

また、「児童虐待の予防」「児童虐待の防止」「児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援」に関する国及び地方公共団体の施策への協力への努力義務が規定されています。

さらに、「児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発」への努力義務が規定されています。

○園は、子どもの心身の状態や家庭での生活、養育の状態等を把握できる機会があるだけでなく、保護者の状況なども把握することが可能です。保護者からの相談を受けたり、支援を行うことにより、虐待発生に予防的に取り組むことができます。

○園では、保護者が何らかの困難を抱え、そのために子どもへの虐待等権利侵害となる恐れがあると思われる場合には、常に予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしていくことが必要です。

○日頃から、虐待等権利侵害となる兆候を見逃さないように保護者や子どもの様子に細心の注意を払うことが必要であり、職員にもそのための意識を涵養することが重要です。

○家庭での虐待等権利侵害が疑われるような場合には、情報が施設長に必ず届くような体制を整えておくことが求められます。例えば、マニュアルの整備とマニュアルに基づく職員研修の実施等があげられます。また、施設長は速やかに児童相談所等の関係機関につなげていくことができるよう、連携体制を整えておくことが必要です。

○園による対応だけでは不十分であったり、限界があると判断される場合には、児童相談所等の関係機関との連携がより強く求められます。

(3) 評価の留意点

○虐待等権利侵害の早期発見・早期対応のためのマニュアルとこれにもとづく組織的な取組、予防的な保護者支援の状況について確認します。

○各職員に対して虐待等権利侵害に関する基本知識などの研修実施や、家庭での虐待等権利侵害の早期発見・早期対応について継続的に意識づけをどのように図っているかを確認します。

○関係機関等との連携については、「25 II-4-(2)-①」で評価します。

令和元年6月に児童福祉法等改正法が成立し、親権者等は、児童のしつけに際して、体罰を加えてはならないことが法定化され、令和2年4月から施行されました。

厚生労働省 資料 「体罰等によらない子育てのために」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/minnadekosodate.pdf>

ポスター・パンフレット・リーフレット

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/taibatu.html>

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育教諭等の自己評価）

A18 A-3-(1)-① 保育教諭等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。

【判断基準】

- a) 保育教諭等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。
- b) 保育教諭等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めているが、十分ではない。
- c) 保育教諭等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）に取り組んでいない。

評価の着眼点

- ① 保育教諭等が、記録や職員間の話し合い等を通じて、主体的に自らの保育実践の振り返り（自己評価）を行っている。
- ② 自己評価にあたっては、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程に配慮している。
- ③ 保育教諭等の自己評価を、定期的に行っている。
- ④ 保育教諭等の自己評価が、互いの学び合いや意識の向上につながっている。
- ⑤ 保育教諭等の自己評価にもとづき、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいる。
- ⑥ 保育教諭等の自己評価を、園全体の保育実践の自己評価につなげている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、保育教諭等が保育の計画（全体的な計画と指導計画）や保育の記録を通して、自らの保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上を図るための取組について評価します。

(2) 趣旨・解説

○保育教諭等は、保育の計画や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通してその専門性の向上や保育実践の改善に努めなければなりません。

○本評価基準における自己評価は、保育教諭等の保育実践の振り返りであり、第三者評価受審にあたり第三者評価基準を用いて実施する自己評価とは異なります。

○園の自己評価は、個々の保育教諭等が行うものと園全体で行うものの2つに大別できます。

○保育教諭等の自己評価は自らの保育実践と子どもの育ちを振り返り、次の保育に向けて改善を図り、保育の質の向上を図ることが目的であり、保育実践の改善のために行うものです。振り返りの視点として「子どもの育ちを捉える視点」と「自らの保育を捉える視点」があります。

○保育教諭等は子どもと生活を共にする中で、一人ひとり子どもの育ちをしっかりと捉えることができる専門性が何よりも大切です。保育実践の振り返りは、指導計画のねらいと内容、環境構成、保育教諭等の援助などが適切であったかなど、保育の過程の全体を振り返ることによって行います。

○保育教諭等の保育実践の振り返り（自己評価）は、保育教諭等が個別に行うだけではなく、職員相互の話し合い等を通じて行い、一人では気づけなかった保育のよさや課題の確認につなげます。こうした学び合いや協働の基盤を作ることも大切です。

○保育教諭等が行う保育実践の振り返り（自己評価）を園全体の自己評価につなげ、組織的・継続的に保育の質の向上に向けた取組を行う必要があります。

（3）評価の留意点

○園として、保育の質の向上に向けた保育教諭等の自己評価の実施方法を定めて実施しているか、保育実践の振り返り（自己評価）が保育内容の改善に生かされているか、園全体の自己評価につなげる仕組み等について確認します。

○園全体で行う自己評価は、「 8 I-4-(1)-①」、「 9 I-4-(1)-②」で評価します。